

1. 開 会

事務局 ただいまから「(仮称)三番瀬再生会議」準備会を開催いたします。

2. あいさつ

事務局 開会にあたりまして、大槻副知事から一言ご挨拶申し上げます。

大槻副知事 皆さん、こんばんは。紹介いただきました大槻でございます。

きょうは、大変お忙しい中、皆様には、仮称ではございますが、「三番瀬再生会議」準備会にご参加、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ご存じのとおり、今年の1月22日に開催された三番瀬円卓会議におきまして、県のほうに再生計画案を提出いただいたわけでございますが、それから早くも半年以上経っております。また、提言いただきました条例による後継組織につきましても、諸般の事情によりまだ立ち上がるまでに至っていないわけでございますが、それまでの間の暫定的な組織、それ自体も提案されていた中でまだ立ち上がっていないという状況でございます。皆様には、非常に多くの方々から、その後一体どうなっているのかというご意見、ご心配がたくさん寄せられておりましたこと、本当に私ども事務局としてもお詫び申し上げたいと思います。申しわけございません。

さて、本日は、皆様からご提案いただきましたいわゆる再生計画案を土台といたしまして、県として再生計画案をつくっていく段階、さらにはその計画案を踏まえて事業を実行していく段階、さらにはその実行をどうまた検証、見直していくかというそれぞれのプロセスがあるわけでございますが、それぞれの場面で関与していただくという意味での円卓会議の後継組織をどのようにしていくかということに関して本日ご議論いただくために、この準備会を開催させていただいたところでございます。

県といたしましては、今後の進め方をご議論いただく場でございますので、前回までの円卓会議にご参加いただいた方々からご意見をいただいたほうが円滑に進むのではないかと考えまして、関係の皆さんにご出席、ご案内いたしました。諸般の事情で参加を見送られた方もいらっしゃると思います。私どもとしては、今後、さらに継続して出席をお願いしていきたいと考えているところでございますが、その辺のご理解をいただきたいと思います。

なお、県のこれまでの取り組み状況ですが、県では庁内に三番瀬再生計画の策定推進会議を今年2月に設置しておりまして、現在、計画案、また後ほど進行状況を説明申し上げますが、その計画案の策定作業に取り組んでいるところでございます。円卓会議からご提言いただきました再生計画案と、私ども今考えている計画の関係とか、全体の構成をどういうふうに考えているのか、その計画のイメージを、本日、資料としてもご説明、提出させていただきたいと思っております。

また、この計画策定までに一定の時間が必要でございますので、それまでの間、事業をどう考えていくか、並行して進めていくその事業についての考え方、取り組み状況についてもあわせて報告させていただきたいと思っております。

この三番瀬の再生は、昨年、一昨年と皆様から大変ご議論いただき、円卓会議から貴重

な提言が出されているわけですが、関係者が目標を一つにして共有して進めるものでなければならないと私どもは考えております。県は皆様とともに協働してこの三番瀬の再生に取り組んでまいるといふ意味合いからも、本日ご出席いただきました皆様、忌憚のないご意見をいただければ大変ありがたいと思っております。

さて、この準備会、きょうは県の主催で開催するという形で進めさせていただいておりますが、円卓会議の精神を引き継ぐという意味合いから、知事から強い要請で円卓会議の前副会長でございました大西教授に議事の進行をぜひお願いしたいという形をお願いしております。大西先生には大変申しわけございませんがお骨折りいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、いろいろお願いなどお詫び申し上げましたが、開会にあたりましてご挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局 ありがとうございます。

それでは、本日お集まりの皆様方のご紹介をここでさせていただきます。

「会議次第」をご覧ください。そちらの裏面に、第 1 回（仮称）「三番瀬再生会議」準備会参加依頼者という名簿がございます。その名簿順にご紹介させていただきます。

初めに、大西様でございます。

次に蓮尾様でございます。

次に倉阪様でございます。

次に細川様でございます。

次に望月様でございます。

次に吉田様でございます。

次に中田様でございます。前任の田中様から、人事異動によりご推薦いただきました。

次に本木様でございます。

後藤様でございます。

竹川様でございます。旧円卓会議の環境保護団体の委員の推薦をいただいたところ、皆様から大浜様というご推薦をいただいたのですが、今回、代わりまして環境保護団体からご推薦をいただきました竹川様でございます。

次に佐野様でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

本日の（仮称）「三番瀬再生会議」準備会ですが、ご挨拶にありましたとおり、円卓会議から提出された三番瀬再生計画案を土台として、県としての三番瀬再生計画の策定、実施、見直しなどの段階で関与していただく組織についてどのようにしていくのかということとを議題（１）で説明し、皆様個々のご意見を伺いたいと考えております。また、議題（２）ですが、現在の県の作業の進捗状況を報告させていただき、ご意見を伺いたいと考えております。

3. 議 事

事務局 それでは、早速、議題に入りたいと存じます。

円卓会議の副会長でございました大西教授に議長役をお願いしたいと存じますので、よ

るしくお願いいたします。

大西議長 知事さんからのご指名ですので、準備会の議長役を務めさせていただきたいと思えます。大西といいます。どうぞあらためてよろしくお願いいたします。

言ってみれば留年組でありまして、岡島会長は卒業されたというか、しかし三番瀬問題に関して関心が強くて、いろいろな意味でこれからもご協力いただけるというお約束をしていただいておりますが、準備会については私のほうで議事進行役を務めさせていただきます。ただ、入試のシーズン等があって、大学の用事があったりするものですから、完全に日程をこなせるか不安もありますので、議長の代理として吉田さんをお願いしたいと思えますので、よろしくお願い申し上げます。

今、大槻副知事からのお話にもありましたが、この準備会の役割はまさにやや中間的な役割でありまして、私の理解するところで、1月に再生計画案を策定いたしました。再生計画案以降、円卓会議の願いというのは、再生計画案を踏まえた再生計画というのをつくっていただく。これは県がつくるということになります。同時に、三番瀬に関する条例の提案 要綱案という格好です をしておりまして、この中では、再生計画は、円卓会議との関係で言えば、円卓会議の後継、仮称であります。同じ円卓会議の意見を聞いてつくるのだということが書いてあります。したがって、条例の下でできる新しい円卓会議が県の作成した案を受けて審議をして、県に一定の答えをお返しして再生計画ができる。もちろん県としてはそれ以外に漁業関係者の意見等も聞くということになっておりますが、円卓会議との関係ではそういう手続になっています。したがって、県が新たな条例の下で組織する円卓会議で県が行政的につくった再生計画が審議されて、県の計画として最終的にまとまる、それを実施していく、こういうのが条例案が想定している完成図ですが、現在は条例がまだ要綱の段階で過渡的な段階であるということですから、条例に基づく組織ではないということでありまして。しかし一方で、緊急に行うべきアクションプランの中には、今年度、準備に入る、事業に着手する必要があるものもあるわけでありまして、議論のほうはそう遅らせることができない。しかし、そういうものは基本的には再生計画案に書かれたもの、つまり円卓会議が提案したものであるもので、それがどういうふうに着手されていくのかということについては、円卓会議が見守っていくというのが一番自然なやり方だろうということで、この準備会は、一方では、円卓会議を引きずっているといえますが、円卓会議の延長にあるものだと。他方では、さっき申し上げましたように、今後、条例の下でできるとこの再生計画案に書かれている後継組織、そのための準備を兼ねるといって、二重の役割を持っていると考えるわけでありまして。

当初の議論の段階では、特に当面行う事業に関する議論では、二重の役割のうちの前者、つまり円卓会議のフォローアップというような側面が強いと思えますが、徐々に新たな状況も出てくると思えますので、その準備としての役割から、さらに次のステップで後継組織を本格的につくるといふところに向かっていく必要があるのだろうと思えます。そうしたことを、この準備会、そんなにたくさん回数は準備会としては開かないだろうと思っておりますが、何回かの会合の中でそういう議論を進めていきたいと考えるわけでありまして。

きょうは、早速ですが、今私はちょっと前置きのに申し上げましたが、そうしたことを含めて、県のほうで少し整理してくれていますので、皆さんに異存がなければ準備会の次第に沿って議事を進めていきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(1)(仮称)三番瀬再生会議について
(2)千葉県三番瀬再生計画について
・スケジュールについて

大西議長 最初に、「(仮称)三番瀬再生会議について」ということであります。議題そのものについては、よろしいでしょうか。

それでは、第1番目の議題についてお願いいたします。

事務局 それでは、県から、今お話しがございました(仮称)三番瀬再生会議について説明させていただきます。

お手元の資料の1ページ、資料No.-1をまずご覧ください。「(仮称)三番瀬再生会議の設立に向けての進め方(案)」でございます。

今、大西議長からもお話がございましたように、旧円卓会議、これについては三番瀬再生計画案を策定し知事に提案するという役割で設置し、再生計画案をいただいたところでございます。

その次の(仮称)「三番瀬再生会議」準備会、これをきょう開催しているわけですが、これにつきましては、(仮称)三番瀬再生会議のあり方等について意見をいただきたいと考えております。あわせて、右上の枠の中にありますような、今私が説明している三番瀬再生会議、千葉県三番瀬再生計画等についても、後ほど説明させていただきたいと思っております。

本日の準備会を受けまして、本来の後継組織として目指します(仮称)三番瀬再生会議を設置させていただきたいと考えているわけでございます。

この(仮称)三番瀬再生会議は、後継組織として、本来、条例を設けて、条例を根拠に設置すべきものであると考えております。しかしながら、条例につきましては、条例の基本的な部分の基本条例、手続等を定める規則・手続条例、具体的な組織について規定する組織条例などいろいろな側面を持ったものでございまして、県条例としては実務上各方面といろいろと調整や協議が必要となっております、現在その作業を進めているところでございます。

また、条例の制定につきましては、今年度中の制定が難しいとの知事の見通しが新聞に掲載もされております。しかしながら、条例の制定にかかわらず、今申し上げましたように、県が策定する再生計画、事業計画の策定、事業の実施ということにつきましても、ご報告させていただいたりご意見を伺う組織が必要となりますので、(仮称)三番瀬再生会議として組織を立ち上げていきたいと考えております。

2ページ、資料No.-2として、今ご説明した円卓会議、本日の準備会、目指します(仮称)三番瀬再生会議について、対比表を用意させていただきました。

円卓会議につきましては、先ほど申し上げましたとおり再生計画案をつくっていただくということで、既に役割を果たしております。これにつきましても、住民参加として公開で会議を開いたり、ホームページでいろいろ資料を公開したりという形になっております。個別の事業の検討としては、円卓会議の下部組織として小委員会及び専門家会議を設け、個別の問題について検討を進めてきたところでございます。

本日開催している準備会につきましては、先ほど来お話がありますように、(仮称)三番瀬再生会議を設置するにあたりご意見をいただく場だと考えております。また所掌事務といたしましても、再生会議のあり方についてご意見をいただくと同時に、計画策定状況の点検、実施事業等の報告もさせていただきたいと思っております。形式としては、円卓会議と同様に会議公開、ホームページでの公開。個別事業の検討委員会については、設置の準備を行う。

(仮称)三番瀬再生会議のところですが、これにつきましては、知事が県が作成する千葉県三番瀬再生計画を諮問するための組織として、(仮称)三番瀬再生会議を設置したいと考えております。

所掌事務としては、県が策定する千葉県三番瀬再生計画について、知事の諮問に対し答申をいただく。具体的には、基本計画の策定及び見直し等についてでございます。

二つ目として、三番瀬の再生、保全及び利用に係る重要事項について、知事の事前説明に対し意見を述べる。具体的には、カッコの中に書いてありますように、事業計画を検討するための組織のあり方、事業計画案、再生事業等についての事前説明に対する意見をいただきたいと思いますと考えております。

3点目として、実施事業等についての報告。

4点目として、必要があると認めるときには、三番瀬の再生、保全及び利用に関して、知事に意見を述べるができるということでございます。具体的な諮問の仕方等について、別紙で説明させていただきます。

住民参加のあり方としては、円卓会議、本日の準備会と同様に、会議は公開で、資料、議事録等につきましてもホームページを使っての公開を考えております。

個別事業を検討するにあたり、必要に応じて検討委員会を設置するという個別事業の検討の方法ですが、同様に別紙で説明したいと思っております。

続きまして3ページ、別紙、「基本計画及び事業計画策定に当たっての手順」でございます。

千葉県が策定しようとしている千葉県三番瀬再生計画は、構成が二部構成になっております。また後ほど細かく説明させていただきます。

「基本計画」につきましては、「内容」のところをご覧くださいと思いますが、知事は基本計画の策定を次の手順で行うということでございます。

- (1) 再生会議は、知事の諮問に応じ、基本計画策定の基本的な考え方の答申を行う。
- (2) 知事は、基本的な考え方に基づき、基本計画案を策定する。
- (3) 知事から、その基本計画案を再生会議に諮問し、再生会議から答申をいただく。
- (4) 知事は、答申を受け、基本計画を策定し公表する。

「事業計画」のところについて説明いたしますと、事業計画の策定を次の手順でと。

- (1) 再生会議は、知事の基本原則(委員の基本構成、検討委員会の運営方法、検討結果の報告方法など)の説明に対し意見を述べる。
- (2) 知事は、事業計画を策定するに当たっては、必要に応じ、(1)の意見に則り、個別事業の検討委員会を設置する。
- (3) 担当部局は、検討委員会での議論を踏まえ、具体的な事業計画案を策定する。
- (4) 知事から、その事業計画案を再生会議に事前説明を行い、再生会議から意見をい

ただく。

(5) 知事は、事前説明に対する意見を受け、事業計画を策定し、公表する。
今申し上げた基本計画、事業計画のフローが、4ページ、5ページでございます。
4ページが、「基本計画の策定に当たっての手順」でございます。

が、矢印が知事から(仮称)三番瀬再生会議に向かっていますが、説明に書いてございますように、基本計画策定の基本的な考え方について諮問する。

が、(仮称)三番瀬再生会議から知事のほうに矢印が向かっていますが、基本計画策定の基本的考え方の答申ということでございます。

、知事といたしましては、基本的な考え方に基づき基本計画案の策定。

基本計画案を策定しますと、として、(仮称)三番瀬再生会議のほうに矢印が向かっておりまして、基本計画案について(仮称)三番瀬再生会議に対して知事が諮問する。

(仮称)三番瀬再生会議で審議していただきまして、それに対するご意見を、答申という形でとして戻していただく。

その答申を受けて、基本計画策定、決定、公表というプロセスを考えております。

5ページが、「事業計画の策定に当たっての手順」でございます。

が、同じように知事から(仮称)三番瀬再生会議のほうに矢印が出ていますが、これにつきましては、事業計画の策定の基本原則の説明。

この説明に対して、にありますように、基本原則に対するご意見をいただく。

知事は、必要に応じてその意見をもとに、「検討委員会を設置する」とここには書いてございますが、ということの下に向いていますが、例示として「護岸、漁港、環境学習……その他」と書いてありますが、個別の検討委員会を設置する。

その検討結果を、として知事に報告。

になりまして、事業計画案を策定し、その事業計画案を(仮称)三番瀬再生会議のほうに事前説明をする。

それに対するご意見をいただき、として個別の事業計画を定め、決定・公表という形で進めていきたいと考えております。

6ページを続けて説明させていただきます。これは、私ども県のほうで考えております「(仮称)三番瀬再生会議について(案)」ということでございます。

「1 目的」として、三番瀬の再生についての知事の諮問機関として、県が策定する再生計画及びそれに基づき実施する再生事業に対する意見を述べるとともに、三番瀬の再生を見届けることを目的とする。

先ほどお話がございましたように、案をつくり事業を実施し、その結果を見届けるという役割を(仮称)三番瀬再生会議にお願いしたいと考えております。

「構成」ですが、委員構成は次のとおりとし、三番瀬円卓会議の委員構成でございました24名程度と考えております。(1)~(6)の構成は、前の円卓会議と同じでございます。ただし、漁業関係者、環境団体のところが、今まで4名だったものを3名程度にできれば。もし(1)~(6)以外に新たにジャンルとして加わっていただきたい方がいらっしゃるといふことであれば、その部分にその2名を振り分け、概ね24名程度に抑えられるといいなと考えております。新たに2名程度の追加が必要ないということになりまして、従来の(1)~(6)の六つのジャンルでご了解いただけるということになりましたらば、24

名程度ということをお考えすると、従来のように漁業関係者、環境保護団体の方それぞれ4名程度ということで、元の案で対応することも可能ではないかと思っております。

「役割」ですが、先ほど来説明をいたしましたとおり、一つ目として、県が策定する千葉県三番瀬再生計画について知事の諮問に応じ答申を行っていただきたいと考えております。

二つ目として、三番瀬の再生、保全及び利用に係る重要事項について、知事の事前説明に対し意見を述べていただく。具体的には、事業計画を検討するための組織のあり方、事業計画案、再生事業等でございます。

三つ目が、実施事業等の報告を聞いていただくということでございます。

4点目として、必要があると認めるときは、三番瀬等の再生、保全、利用に関し知事に意見を述べるができるということでございます。

「設置の理由」としては、先ほどからご説明申し上げているように、住民参加による三番瀬円卓会議により策定していただいた「三番瀬再生計画案」を尊重して策定する県としての「三番瀬再生計画」、及びそれをもとに実施する「三番瀬再生事業」については、住民参加の理念に基づく進捗状況を見届ける必要があり、そのための組織として「(仮称)三番瀬再生会議」を設置させていただきたいと考えております。

7ページ、資料 No. - 4 でございます。個別事業の検討委員会の開催手法について、県側からの案を説明させていただきます。

県が設置する個別事業の検討委員会、これは先ほどの資料ですと5ページの左側に護岸とか漁港とか環境学習その他の個別の検討委員会ということで図示した部分です。この個別の事業の検討委員会の設置につきましては、三番瀬円卓会議で養われた次のような開催手法を踏襲して行うこととしたいと考えております。

「 会議開催方法」ですが、

- 1 公開による会議の開催
- 2 徹底した情報公開

一つ目としては、先ほど来お話ししておりますが、インターネット、ホームページを活用した情報公開を行いたい。内容的には、会議の開催情報、会議資料や議事録の公開といったものも引き続きやりたいと思っております。

二つ目として、きょうも同様にやらせていただいておりますが、会議参加者にも委員と同じ会議資料を配付させていただきたいと考えております。

3として、委員への住民参加ということで、公募委員、地元・一般県民、NGO等の参加もさせていただきたいと考えております。

4点目として、会議参加者にも発言の機会の付与ということをお考えしております。

「 個別事業の検討委員会への(仮称)三番瀬再生会議委員の参加」ということですが、個別事業の検討委員会へ(仮称)三番瀬再生会議委員の参加を要請して、(仮称)三番瀬再生会議と連携を密に取りながら検討を進めていただきまして、個別の検討委員会での議論が(仮称)三番瀬再生会議のほうにもスムーズに伝わるような形で運営させていただきたいと思っております。

以上、(仮称)三番瀬再生会議について説明させていただきました。

大西議長 それでは議論を始めたいと思います。

円卓会議で行われた方法を踏襲して、まず委員の皆さんの意見を伺って意見交換をして、あるいは、これは県の提案ですのでご質問があると思いますので、それを伺って、適宜少しまとめながら、県から必要に応じて回答してもらいたいと思います。その後、会場の皆さんの意見を伺う機会をつくりたいと思います。よろしく願いいたします。

倉阪 意見を言う前に一言言いたいことがありますので、言わせていただきたいと思います。条例の件です。

我々円卓会議のメンバー、特に制度小委員会のメンバーは、知事が任期中に条例を通すだけの期間を知事さんに与えないとだめだろうということで、頑張っただけの素案まで、要綱案ですけれどもまとめただけです。あの要綱案、あの程度つくってあれば、1ヵ月ぐらいあれば具体的な条例はできると思うのですよ。それが今に至るまで提案さえされていないということについて、やはり不満であるということを一言言っておきたいと思います。各方面と調整中ということですから、なお調整を進めていただいて、ぜひとも条例案を出して、それで議会がどういうふうに判断するかという話があるかと思いますが、条例案も出さないで、それでずっといるということは、やはり私の立場から言うと大変不満であるということをお願いいたします。

今いただいたものについての意見ということですが、特に危惧される場所としては、個別事業の検討がどの程度三番瀬再生会議のコントロール下で行われるのかということが大変心配なところであるわけです。前回の構成とは違って、今回は再生会議の下に個別の委員会が置かれるのではなくて、知事の下、具体的な進め方を考えると、各部局の下で個別の検討委員会が行われることになるわけで、円卓会議の進め方のノウハウが各部局までちゃんと浸透しているのかどうか、浸透できるのかどうか、そこが大変心配であります。そういった意味で、資料 No. - 4 のところ、この開催方法についてのペーパーが大変重要になると思います。

ここで質問をしたいのですが、これまでの会議の開催方法で、公開についてはほぼ従来の形を踏襲して書かれていると思うのですが、円卓会議のもう一つの特徴として、原案を県が出さない。原案をつくるのに、あるいは会議の報告書をつくるのに、それぞれの委員の発言に基づきながら、議事録ベースで整理していったという特徴があるわけです。ここについて今後どういうふうにされるおつもりなのかということをお聞きしたい。それが一つ目です。

ついでにここについての意見を申し上げますと、情報公開について、個別事業の検討委員会という形で分けて行うということを考えると、三番瀬再生会議委員の参加ということで連携を密に取りながら検討を進めると書いてあるのですが、この委員の負担は大変大きくなるのではないかと。検討委員会の議論の方向が三番瀬再生会議の議論の方向と食い違ってしまった場合、この参加した委員が1人で矢面に立たなければならない。そういうことになると思うので、公開のやり方についても、従来以上にいろいろな人の目に触れるような形で個別の検討委員会を進めていただきたい。そういった観点から、個別の検討委員会、あるいは三番瀬再生会議全体もそうですが、ケーブルテレビなどの放映、あるいはその放映の内容について、今はブロードバンドの時代ですので、ネットで見ようと思えば見られるといった体制まで整えていただきたい。そうすれば、個別の事業の検討委員会でどういう議論があったのかというのをある程度認識した上で、三番瀬再生会議のほ

うでの議論も行われるのではないかと思いますので、そこについてはぜひとも従来以上の公開をやっていたきたいと思います。

竹川 関連するのですが、条例も見通しがないと。そういうことを前提にした会議、いわゆる後継組織から諮問会議のほうまで既に構想があるわけですね。今お聞きしまして、円卓会議の最後の、後継組織に関する会長のメモであるとか、吉田さんの案であるとか、いろいろ出ました。円卓で決められた計画案というのがやはり一つ。もう一つは、大西さんが大変ご苦労になった条例ですね。これは理念もありますし、関係者の役割、それから規制、そういう三本柱でつくられた条例。その計画案と条例が基本にあって、その土台の上に、暫定組織をどうするか、または（仮称）三番瀬……前は円卓会議と言っていたのですが、それをどうするか。出発点はそこになくはならないのではないかと。

ところが、これを見ますと、円卓会議の計画案が知事になって、実際にはそうなるわけですけれども、行政の長が計画案を自分のものとしてトップに座られる。また、条例化が要綱とか何かになりまして、実際上は三つの基本の柱がどこかに行ってしまった。ここで言いますと、円卓会議の案でつくられた後継組織というのがそのままここで言います（仮称）三番瀬再生推進会議という形になっているのですね。だから1ランクずつ、条例化によってつくられるものがどっかに行ってしまうと、とりあえず三番瀬再生会議というのが、条例化はされないけれども、とにかく計画のチェックから状況を見届けるといって、そういう役割をするのだと。

これは一番の問題は、条例化ができなくてもすべてが進行できるという構想で会議の設定ができていないかと思うのですね。ですから、倉阪先生がおっしゃった質問に加えて、そういう点からどのような歯止め、ないしそれについての危惧をバックアップできるかということですね。

大西議長 倉阪さんは三つ質問されましたが、最初は、「一言言わせてくれ」というのは質問がどうかかわからないけれども、質問だと解釈すれば、条例の実現をちゃんとやろうということですね。いま竹川さんがおっしゃったのは、ここで今回提案されている再生会議と条例の関係、あるいは条例の用語で円卓会議との関係という観点からのご質問だと思うので。

まず、この点について県に回答してもらって、またご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

事務局 それでは、今のご質問について、しっかりとした答えになるかわかりませんが、お答えしたいと思います。

条例について、三番瀬再生制度小委員会のほうで1年程度かけて議論されて、立派な要綱案をつくっていただいたという中で、県として提案を受けて、それを条例化するという作業を、現在、確かにかなりしっかりできている条例要綱案だというふうに私どもは受け取っておりますが、その内容について細かい点もきちっと整理しながら進めていく必要があると考えております。

関係法令も、かなりいろいろな法令と絡むようなところもあるし、また実際の規制についても、どういった生物を保護対象にしていくとか、その辺についても検討していく必要があるのではないかと考えております。

また、重要な点で、三番瀬再生計画と他の計画との計画間調整をやっていく、三番瀬の再生計画案を他の計画も尊重していく、そのようなかわり合い方とか、その辺は互いの

法令の中での関係の整理も実務的にしていく必要があると考えております。

また、今、再生計画を県がつくろうとしているときに、条例がなくてしっかりやっていけるのか、というご質問ですが、それにつきましては、確かに条例の中身が総合的な条例になっていまして、いろいろな側面で将来の三番瀬の再生を制度的に担保していくのだという思想で貫かれておりますので、やはり条例で担保していくことがそういう意味ではしっかりした位置づけを得られると考えております。

しかしながら、三番瀬再生計画を県として受け取ったものを進めていくという側面では、それについて努力していかななくてはならないと考えておりますので、できるだけ再生計画案を尊重し、条例要綱を尊重し、そういった中で県の再生計画をつくっていくというスタンスには変わりがないと思っております。

なかなか厳しい質問で、的確には答えられませんが、そのように考えております。

倉阪 　あまり実務者を追い詰めても仕方がないと思うのですが、三番瀬再生計画の一部として条例をつくってほしいという話があったわけですから、やはりこの三番瀬再生計画を実現する一環として条例を出していくのだということを再確認したいということですね。実務的にいろいろあって、と言っても、それはやはり半年も経っているわけですから、そこは出すか出さないかというトップの判断だと思います。そこについては、三番瀬再生計画検討会議を招集し、三番瀬再生計画について提案を受けたものについて「尊重する」「宝物である」と言って受け取った知事さんに、もう一度お伝えいただきたいということでございます。

竹川 　倉阪さんのをすべてフォローするという格好になってしまうのですが。

要するに、円卓会議での第 章の提言、これは具体的な施策がずっと並びまして、それとセットになって条例というのがあるわけです。今回のこれは、個別の事業がずっと進むのですが、セットになっている片方の規制する権能を持ったものがこけてしまって、それはすべて知事という形になるわけです。そうしますと、今おっしゃったように、宝物のようなこの提言なり課題を、知事さんがはっきりと主導性を発揮して各部局を仕切るという決意がなければ、これはほとんどかなり難しい局面になってくるのではないかと。そうすると、今までの再生計画案のあのエネルギーと努力はどこに行ってしまうのかという結果になりかねないのです。その辺、特に、これは知事さんのやる気があるかどうかという1点にかかるのではないかと。こういう意見です。ですから、それについてのご意見をいつかの機会にお伺いしたいと思います。

大西議長 　今の点はよくわかりました。きょうはご都合で来れないということですが、準備会の中で知事さんがお見えになって直接話をしてくれるような機会もあるのではないかと思います。

ほかに、今の条例と再生会議の関係を。

本木 　私は、知事が、我々が出したあの保全再生計画に沿って、それを尊重し、具体的に具現化していくという方向があるから、こういう計画がいま出てきたものと、私はそういうふうにまず前提として信じたい。そうでなければ、確かに再生会議がどういう性格を持つものかということによってこの準備会のあり方も変わっていくかもしれないけれども、前提をはっきり据えなければ議論は進まないような気がするのです。私は、いま申し上げたような前提に立って、準備会の性格について少し議論を進めたほうがよろしいのではないかと

と思いますが、いかがでしょうか。

大西議長 準備会、あるいはそれに関連した事業検討委員会、これは先ほどの倉阪さんの2番目と3番目の質問にも関係するそちらの話題だと思いますが。

本木 ということによろしければ、質問をさせていただきたい。

大西議長 前のところで、条例と再生会議の関係について何かご意見があったら。

吉田 条例との関係ですが、つい最近まで釧路で生態学会が開かれまして、そちらに行ってきたのですが、あちらも釧路湿原の自然再生ということで非常に大きな話題になって、最初から最後まで自然再生に関する生態学会という感じだったのですが。その中で、あちらは釧路方式という言い方をしているわけですが、細かいところは、例えば委員はなりたい人はみんな入れるとか、すごい違いもあるのですが、大事なポイントは、あちらは国の自然再生推進法に基づいて設置した自然再生協議会というのをつくっているということです。

私たちが今までの円卓会議の中で小委員会をつかって条例なども検討してきたときに、いろいろな方式がある、国のそういう法律に基づくものもあるでしょうし、要綱に基づくものもあるでしょう、いろいろなものを選んだ結果、条例というものが適切ではないかということを選んだわけで、それがあからこそ千葉方式ということではないかなと私は思います。国の法律にも基づかない、条例にも基づかないでやっていくということになると、千葉方式と言って胸を張れるものになるのかということ、私は非常に危惧しております。そういった点では、ぜひ知事さんのイニシアティブを期待したいと思っております。これ以上細かくこの点については申し上げるところではないのですが。

あと、個別の検討委員会なども、倉阪さんがおっしゃった部分についても、私、申し上げてよろしいでしょうか。

大西議長 条例のところで一区切りつけたいと思います。ほかに何かご意見ありますか。

私も実は条例を検討する制度小委員会のメンバーだったのですが、その意味では、倉阪さんの最初のご発言のように、ぜひこれを実現してもらいたいと思っておりますが、一方で、条例は議会で当然議決されなければいけないので、議会の多数派が賛成してくれなければいけないということがあるわけです。千葉は、現知事さんはそういう意味では条例制定で苦杯をなめたりされているので、慎重になられているということがあるのかなと思います。

円卓会議あるいは三番瀬問題について考えると、今回も漁業者の方がこの場に参加していない。今まで円卓会議では漁業者はメンバーになっておられたわけですが、その背景はいろいろあると思いますが、新しく三番瀬が埋め立てられなくて海のまま再生されていくというと、これまでの埋立をある意味で前提とした計画の上に立ってきたいろいろなやり取りと、相当違う展開になってくるわけです。そういう問題の解決と、漁業者が参加して新しい会議が文字通り利害関係者がみんな集まる円卓会議として行われるというのはかなり関係が深いだろう。したがって私としては、そういう円卓会議としては、漁業者を含めたみんなが集える会議にしていく。これは県の努力が相当必要だと思いますが、そういうことの延長に条例が成立する展望は出てくるだろう。できるだけ早くそういうふうにしていただきたい。いつまでも先ほどの漁業者との問題も放っておけないだろうと思いますので、努力を早急にしていただきたいと思います。やはり、その辺のある意味で政治的な判断が知事さんにあってしかるべきだろうと思うのです。その辺も尊重しながら、しか

し、これまでのいきさつから言えば、当然条例をつくっていこうということにみんなが賛成してきたわけでありますので、ぜひそれを宝として受けとめる気持ちを忘れないでいただきたいと考えています。

問題は、その条例ができるところまで再生会議の設立を待てるかどうか、その辺の問題があるので、きょうのような提案になっていると思います。そこは、準備会を重ねても少し時間が経過するとその辺の目途もはっきりしてくると思いますが、条例をあきらめるのでは決してないわけですが、一定の仕事が三番瀬に絡んではある。特にそれはこれから議論する後段のほうの問題ですが、検討委員会で議論するような個別事業の問題ですが、そういう問題を議論していかなければいけないので、それをいわば位置づける再生計画が作られないといけないだろう。その再生計画をつくるにあたっては、県の庁外の意見が必要になるということでありまして、条例の円卓会議ならベストだけれども、そうでない段階で再生会議というものが要るのではないかというのが、この提案だと思えます。

私はそういう選択も場合によってはあり得ると考えているわけですが、これについては、今すぐ結論を出さなくてもいいのかなと思いますので、条例を極力設立を願って、そのための努力を特に県のほうでしていただきたい。円卓会議にいろんな関係者すべてが参加できるような土台をつくっていただきたいということを、この場の意思としてまとめるということではいかがでしょうか。

それでは、今の問題は一応そういうことにしまして、それでは具体的な進め方、特に個別事業の問題とか再生計画についてご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

本木 再生会議を立ち上げるための準備会というふうに私は理解しているのです。資料の2番目を見ますと、「所掌事務」の中に「再生会議のあり方について意見を述べること」と。これは当然でありまして、これが私どもの主目的だと思うのですが、2番目、3番目に「計画策定状況を点検すること」「実施事業等の報告を受けること」というのがあります。この辺までも含めて準備会の所掌範囲になるのかどうか。

というのは、再生会議が正式にでき上がったところで、その横のほうの「再生会議（素案）」には、3に同じように「実施事業等の報告を受けること」というのがあります。それと準備会の所掌範囲の関係がちょっとわからないのですが、いかがでしょうか。

大西議長 これについては、県のほうで説明をお願いいたします。

事務局 準備会と再生会議の関係で、「計画策定状況を点検すること」「実施事業等の報告を受けること」ということでダブっているというご指摘だと思います。

再生会議準備会につきましては、これは決定機関ではございません。準備会でございます。再生会議が決定機関と考えております。ですから、「2 計画策定状況を点検すること」につきましては、再生会議ができたあかつきにはこうなりますということを念頭に置きながら、一応その策定状況について意見を述べていただくというところでございます。

「実施事業の報告を受ける」ということについても、実施事業の報告を受けて意見を述べていただくというような形でございます。決定というところではございません。準備会については意見を述べていただくという形で考えてございます。

ですから、再生会議ができたあかつきには、重複しますが、そういう形で点検と報告を受け、同じような形で諮問、答申というようなことも含めて再生会議では行っていくということですので、準備会については意見を言うていただくという意味合いでございます。

本木 中身を考えますと、あるいはタイムスケジュール等を一緒に考えますと、どうなるのかなという気がするのですが。少なくともこのような形の再生計画を立ち上げるとすれば、少しでも早く立ち上げるべきだと思います。そのための準備会ですから、準備会はそんなに長期間の存在にはならないような気がするのです。どうも今のお話だと、再生会議を立ち上げるまでに長い時間がかかる、そのために計画策定状況についての点検も、あるいは実施事業等の報告も受けて、それに対して意見等も具申していかなければならないという性格を持ってしまうものなのか、どうもその辺はよく理解できないのですが。

大西議長 私の理解を申し上げますと、この準備会は、きょうは1回目ですから、おそらくもう1回ぐらいはやるだろう。2～3ヵ月、あるいはもうちょっとかかるかもしれません。そういう期間だろうと思うのです。その期間においても、きょうも用意されていますが、円卓会議がいろいろな事業について説明を受けて了承してきた、あるいは予算要求について了承してきたという経緯があると思いますが、そういう種類の議題というのがあり得るわけです。これは元をたざせば再生計画案の中に提案されているもので、それについて今年度の予算で事業をすとか、あるいは来年度のための予算要求をすとかいうことで、意思決定を県の方ですて進めなければいけない。その意思決定をする際に、三番瀬絡みのものについては、円卓会議に諮る、あるいは円卓会議の意見を聞く。「聞く」というのは、諮問、答申というレベルではなくて、今回の場合は事前説明ということになるのだらうと思いますが、そういうことが必要だ。だから、数ヵ月間と想定されているその期間でもそういうことが要るということで、ここに「点検する」ということ、あるいは「実施事業の報告を受ける」ということが書いてあると思います。

この「報告を受ける」という文言については、まだ条例になっていませんが、条例要綱案の中で、計画については諮問・答申という手続を取るのだ、と。つまり、円卓会議が諮問を受けて答申するという手続を取るのですが、その下で計画に書かれてあることを具体的に実施する事業については円卓会議に対して県が事前説明をするという文言になっているのです。これは、すべてのことを計画で一たん整理したにもかかわらず、もう1回円卓会議で一から議論しだすと、一つひとつの事業にもものすごく時間がかかるだらうということで、計画の中に位置づけた事業については、実施段階だから、これは行政が中心となって進めて、しかしそれが計画とずれていないかどうかということを確認するための事前説明を受けるということが円卓会議での合意だったと私は理解してしまして、それを適用するというので、この準備会のところは「事業実施については報告を受ける」。それから私の理解では、次の再生会議においても「実施事業等の報告を受ける」ということで、この文言は同じですから、事業については報告を受けるという関係になると理解しています。

蓮尾 私は、法律的に非常に頭が悪いので、今までおっしゃっていたことをちゃんと理解できていないのではないかなと。最初の県の説明のときから、準備会と(仮称)再生会議とどう違うのかなというのがどうもわかりませんで、(仮称)再生会議というのは条例の策定がないとできないものなのか、あるいは策定がなくても進めるものなのか。条例がなくて進めていって、例えば事業の報告を受けたり、それはごもつともですねと、言うなれば答申ですよ、そういうことを言うものであれば、それは準備会ではなくて再生会議、仮称のそういう会議になるのではないのかなと。その辺のところ、だんだん、本木さんが言われたこと、竹川さんが言われたこと、少しずつピンときてというのですか。実際に、計

画は知事さんがおつくりになるわけですね。そういうことは知事さんが代わられてどうなるかというような不安もないわけではない。どうもその辺のところは……。準備会というものがそこに置かれる意味合い。変な言い方をすると、準備会というのは今回1回でも済むものなのかな。条例の策定というものなしで成立するものであれば、その辺のところ、特に法律的に私は頭が悪いので、もう少しわかりやすいお話が聞ければなと思うのですが。

大西議長　それはここで議論していくことでもありますが、おそらく二段階あるのですね。一つは、ここに漁業関係者がまだ入っておられないですね。漁業関係者が入ると、円卓会議の構成と大体同じになる。そうすると準備会である必要はないと思います。もう一つは、条例の下でできると、これは条例に位置づくものになるのです。だから、漁業者の参画と条例の成立という二つのステップがあるだろう。その手前のほうは、これは条例がなくてもやり方によっては可能なだろう。今も門戸を開いているわけです。ぜひこれを追求するというのをやりたい。いま継続中だろうと思いますが、今、「準備会」というのを取ってしまって、正式に再生会議、条例ではないですが、発足するということは、漁業関係者抜きで新しい会議を始めることになりますので、これは今の段階では避けたい。私はそういうふうに割り切っているのです。

倉阪　準備会というのは、基本的にこれまでの円卓会議の委員に声をかけて集まってもらっているということですから、まず、これまでの円卓会議の経験を踏まえてよりよい議論を行うにはどういう構成がいいのか、どういう仕組みがいいのかということについて意見を聞くというのが基本的な趣旨だと私は理解しています。ただ、たまたま円卓会議の委員だったので、今どうなっているのかを円卓会議の旧委員のメンバーにお知らせするというようなことをやろうということで、おそらく3のような「実施事業の報告を受ける」というものが入っているのではないかと。ただし、「報告を受ける」というのは、今どうなっているのか説明を受けるだけであって、それ以上のものではないはずですね。

「それ以上のもの」というのはどういうことかということ、新たな三番瀬再生会議なるものができたときに、もう準備会で報告していますからこの件は報告しませんということとは言えないはずだということです。そこはちゃんと県のほうも理解していただきたいと思います。再生会議ができて、新たな委員が選ばれて、そこで説明をする際に、もう準備会で説明をされています、あるいは準備会の了承をもらっているというような説明をされると、我々はそういうつもりでここに来ているわけではないと言わざるを得ないわけです。

ですから、準備会の「所掌事務」……所掌事務って変ですけども、そんな所掌するような立場で来ているとは思っていないのですが、ここで「計画策定状況の点検」とか「実施事業の報告」とか書いてありますが、これは、これまで2年間、円卓会議の場で委員としてやってきた人々に対して今の現状報告をする以上のものではないと、この2、3は私はそういった理解をしております。その理解でよろしいかどうかということ事務局のほうに確認したいと思います。

事務局　倉阪様が言うとおりの、それでよろしいかと思えます。私も先ほど説明が足りなかったかと思えますが、再生会議ができたあかつきには再度、今のような実施事業の報告という形で、ダブリますけれどもやるということは申し上げたつもりだったのですが、ですから、倉阪様の言うとおりに考えてございます。

望月　なかなか難しい部分もあるし、全体をどう進めるかという上で事務局を含めてかなり苦

労されている話は聞いていますが、全体的には、これまでこの場に出てきた意見は正当なものですし、それに対して最後の倉阪さんのまとめはかなりいいと思いますが、それがどうしても必要なもう一つの事情というのは、現在の三番瀬においていろいろな事業あるいは既定の取り組みがいろいろな関係機関を含めて進んでいるということ、それから円卓会議の中で確認した取り組みのいろいろな項目の中でも季節を逃したらやれないよというものもたくさんあるので、そういうものは、たとえ1ヵ月、2ヵ月であろうとも、検討してやれるものであれば、もちろん円卓会議のまとめの範疇の話ですけれども、進められるものを進める場、それを全くこういう検討の場抜きに進めちゃうというのも問題があると思うので、この準備会、ちょっとわかりにくいけれどもやむを得ないのかなというのが、きょう説明を聞いて、あるいは皆さんの意見を聞いて、私の考えたことの一つです。

大西議長　いかがでしょうか。ちょっと複雑ではあるのですね。3なんか、準備会があって、再生会議があって、条例の名称で円卓会議、こういう三つのステップがあって、私は私なりの理解でなぜ三つあるかということ解釈しているのですが、いろいろな解釈があるけれども、何となく三つ必要そうなのですね。できればそれが縮まって二つぐらいになればなおいいのですが、そういかない可能性もある。

本木　私は、この準備会は、本当に短期間で立ち上げられるのかなと思ったのですけれども、いま大西議長がおっしゃるように、漁業関係者がまだこの準備会に入っていない。そのために正式な再生会議を立ち上げるまでには相当な期間がかかりそうだという気がしてきたのですが、そのために、この計画策定、既に動いている事業も、事業と言えるかどうかわかりませんが、あるはずなので、そういうものの点検等、あるいはそういった事業を実施したことに対する報告なども受ける立場になるのかなと。つまり、端的に言ってしまうと、この準備会というのは時間的に準備会のままで行きそう、こういうものになるのかなと。倉阪先生がおっしゃるように、今どうなっているのかということだけをただ単に説明を受ける程度のものでいいのかなと、こんな気がしたのですが。

倉阪　私の認識は、一刻も早く再生会議を立ち上げなければならぬと、そういう認識です。したがって、2ヵ月も3ヵ月も準備会というのはおかしい話であって。この準備会自体、この時期に開かれるということ自体もおかしいと思っています。もっと早く準備会を開いておいて、この時期から再生会議が立ち上がるはずではなかったかと思っております。ですから、事務局のほうには、準備会なるものがあるから安心だ、ここで報告しておけば市民参加がまっとうできると思ってほしくないということですね。ですから、一刻も早く再生会議を立ち上げるように努力していただきたいと思います。

竹川　先ほど話しましたように、岡島会長メモが出て、後継組織をつくろうじゃないかと。その後、条例化を待っていわゆる（仮称）三番瀬円卓会議をつくろうではないかという合意を引きずって、この問題をいま論議していると思うのです。結局、今の準備会というのは、岡島会長がおっしゃる後継組織に該当しているわけですね。だから、おそらく、一つの諮問機関というのが、ここで言われる（仮称）三番瀬再生会議ですか、条例化はしませんけれども。そういう形で理解してよろしいですか。

大西議長　その準備会がどのくらいの期間を要するかというのは、ある意味でこの議論の結論だと思います。再生会議をつくろうと。いろいろな事情はあっても、それはある程度整理してつくろうということであれば、そういう具合に知事が組織するという決断を下せば

できるということでありますから。準備会と再生会議は連続して、準備会が発足したということは、再生会議の発足を見ているということだろうと思います。それが正確にいつかというのは、これはまた別の問題ですが、いずれにしてもそんなに長くないだろう。その「準備会」をいつ取って「再生会議」にするかというのは、ここの結論でもあります。

竹川 準備会の所掌事務ですか、任務というのですか、これは……。

大西議長 そこは、所掌事務がいろいろ書いてあるのでわかりにくいけれども、さっき出たように、きょうも説明を受ける項目があるということです。だから、いろいろな意味で、予算の関係とか季節の問題とかで、事業の説明が待たなしのものもあるということで、こういうことになっているのだろうと思います。それも、だからここの議論ですね。

倉阪 そこは所掌事務という言い方に該当するものかどうかですよね。我々は旧円卓会議の委員として声をかけられたわけで、その資格でこちらに出てきて、これから三番瀬再生会議を立ち上げるにあたって意見を言いに来たわけです。ですから、実施事業の報告を受けるといっても、それが我々の何かの事務かということ、そうではなくて、それはお知らせにすぎない。旧円卓会議委員に対する今の進捗状況の説明にすぎなくて、それ以上のものではないと理解していただきたいと思います。

ですから、ここで所掌事務で並べて書いてあるのは、私も違和感があります。1についてはわかりますが、2、3についてはお知らせ程度であって、ここで報告が済んでいる、点検が済んでいると言われるのはおかしいという意見であります。

佐野 条例ができて、それをバックにして再生会議、後継組織ができれば、一番力を持った会議ができたと思うのですね。ところが、知事といいますか県といいますか、条例を通すにはまだしばらく時間がかかるという判断があって、けれども再生計画は何らかの形で進めていかなければいけない。それは知事も思っているし、県も思っているし、我々も強くそう思っているのですね。そういう中でどうしたらいいかという中で、とりあえず、条例をバックにはできないのだけれども、再生計画を進めるための今までの流れに則った会議をつくらうではないかと。そのためにはどういう会議にしたらいいのかという検討を1、2回は必要だろうということでこの準備会が開かれているということだと思うので、僕も、できる限り準備会は短くしていただいて、もちろん必要なことはきちっと話し合わなければいけないのだけれども、できるだけ早い段階で（仮称）三番瀬再生会議を開いてほしいと思います。

後藤 僕は、三番瀬再生会議をきちっとした形ですぐ立ち上げてほしいと思います。それではどういうふうにしたら再生会議はいいのかという議論はいいのですが、例えば調査とかそういう部分は季節を逃したらできない部分がありますので、その中で円卓会議の前のものからやっていかないといけないものは何なのかということだけはきちっと押えて、かなり絞った形で調査とか基本データベースになるものだけはきちっとやってもらうことをこの会議で認識しておいて、あとは再生会議のほうで議論をきちっとして進めてもらったほうがいいのかという気がするのですが。とにかく三番瀬再生会議を早く立ち上げて、そこで議論をしながらやっていかないと、また準備会との断絶もできちゃうと困りますので、早急に立ち上げていただければと思います。

細川 私は、蓮尾さんと同じで、ここになぜ私が入って、何をしなければいけないのか、まだ十分理解できないところがあるのですが。県のほうの立場で言うと、円卓会議でいろいろ議

論したある種のOB会が、県が困っているから少し意見を聞きたいということでみんなに集まってもらったというふうに思うと、それにふさわしいことをここで言わなければいけないのかなというので、非常に困っています。

県の説明の中にも、三番瀬再生会議の素案とか書いてあるのですが、どんなふうにメンバーを決める、どんな手続でどんなふうに設置するといったところがまだよくわからないし、だからそれについて私は何を意見を述べたらいいのかよくわからないところがあるのですが。

県が困っているということとはよくわかります。何で困っているのかなというところを考えると、多分、県あるいは知事さんは、県庁の外の人たちにもっと応援してもらいたいのかな。だったら、円卓会議で議論したOBとしてどうやったら応援できるのかなというふうに考えないといけないのかな。そうすると、建前の話とか会議の話とかいうことで言うと、早めにちゃんとした会議をつくりましょうねという皆さんのご意見はそのとおりなのですが、そのときに円卓会議らしさをどうやって担保というか維持しながらこの三番瀬再生会議をつくっていったらいいのかというアイデアをこの場で言ったら、県の方も助かるのかなという気がしました。そうすると、準備会の性格とか再生会議の性格とかいうところをもっとちゃんと整理しましょうねという意見とともに、私が持っている円卓会議が円卓会議らしいところは何だったのかなといったところがあって、それがもうちょっと発展するような工夫をしてくださいねというふうに意見を述べる方がいいのではないかと思います。

私は何を思っているのかというと、市民提案型のいろいろなアイデアが、最後の頃はワーキンググループの活動などで出てきた。これが参加型という中で非常に大事なことで、こういったアイデアとか議論ができるような仕組みをぜひ残しておいてほしい。それが個別事業の検討委員会という名前になるのだったら、それはそれでいいのだけれども、市民提案型あるいは市民政策提案型の活動がつぶされちゃうような個別事業の検討委員会だったらそれはもったいないなというところがあるので、そういう観点から、再生会議と個別検討委員会との関係とか、個別検討委員会のつくり方とか、それを応援する再生会議のあり方とか、県庁のあり方とか、そういうことを整理してみたらと思います。中身の話になってすいません。

準備会としては、皆さんがおっしゃるように、なるべく、再生会議というのをちゃんとつくっていただいて、そこで責任ある議論を早めにしていただけるほうが私もいいと思います。

本木 事務局案によれば、このタイムスケジュールを見ますと、そんなに長くこの準備会を継続することになっていないですね。きょうが、一番上にある8月は8月31日ですね。1カ月経って、(仮称)三番瀬再生会議準備会というのはここで終わっているのですね。この程度に考えていけば、今私どもが体制として早期に再生会議を立ち上げるという考え方は、事務局もそういうふうにお考えだったのではないのでしょうか。事務局に確認してみたいと思いますが。

大西議長 今の点はいかがですか。13ページ、スケジュール。これは後で出てくるはずでした。

事務局 13ページの資料No. - 7ですが、議題(2)で説明したいと考えていましたが、本木

さんから話がありましたので、いま説明させていただきます。

「平成 16 年度三番瀬再生計画策定スケジュール(案)」ということで、こちらはまだ固まったものではございませんが、一応事務局としては、全体の流れとして、左側に書いてございますとおり、本日(仮称)三番瀬再生会議準備会を開催させていただきまして、きょういろいろご意見をいただいて、その結果、県で検討した結果を 1 ヶ月経ったぐらいでまとめられれば、もう一度開かせいていただきたいと考えておりました。下の 10 月のほうでは、(仮称)三番瀬再生会議というものをカッコ書きで書いてあります。これは、準備会の議論の経過がどんなふうになっていくのかということで、仮置きと申しますか、カッコで書いてあります。したがって案のとおりですが、さらにこの辺は見えないところがまだあるのかなというので書いてございます。最終的には、今年度 2 月にもう一度会議が開催できて、来年度 17 年度のいろいろな関連事業とかスケジュール案が議題として報告できたらいいのかなということでまとめたものでございます。

以上が大体の流れでございまして、真ん中にポイントで、県としての再生計画を 12 月今年中に決定していきたいと、これも仮置きですから置いてあります。それをやっていくためには、再生会議にかけるなり、またその後パブリックコメントをして県民の方々の意見を聞いていくという手続を、案として掲げてございます。

スケジュールの内容については以上でございます。

大西議長 きょうの皆さんのご意見を伺うと、準備会というのがあまりよくわからない、これをあまり長くやるとなおわからないということのようであります。私も、伺っているうちに、なぜ準備会なのかよくわからなくなってきましたけれども。結局、6 ページに再生会議の設置要領みたいなものがあるわけですね。きょうの会議としてこういうので行こうということになれば、私は今日の会議の意思を代表して県のほうにこれで再生会議をつくってくださいということは言えるのだらうと思います。

6 ページについてご意見を伺いたい。再生会議をつくるとすれば何がしかこういうものが要ると思うのですが、骨格としてはこういうことでいいのか。特に、さっきも言いましたが、構成のところは完全にこのとおり行くかどうか分からない可能性がある。しかし、会議として門戸を開くにしても、スタートラインでとにかくなるべく早くスタートする、完全に揃わなくても、ということでもいいということであれば、これで行くということになるのですが。

本木 きょう現在で構成の数はどうなっているのでしょうか。呼びかけた人たちというのが最初に出ていますが……。

大西議長 「うん」と言った人ね。

本木 要はそうなんです。

大西議長 準備会と会議はちょっと違うと思いますが、一応見通せるという意味では。表紙の裏に呼びかけた依頼者というのがありますが、これをベースに 6 ページの(1)から(7)までのカテゴリー別に整理するとどういうふうになりますか。

事務局 お手元の「次第」の裏側にございます準備会参加依頼者の構成としては、大西先生から中田先生までが学識と区分される方々でございます。歌代様、本木様、岡本様が地元住民。松岡様、米谷様、後藤様が公募の委員でございます。海保様、落合様、荒井様、岩田様が漁業関係者、大野様、竹川様、佐野様が環境保護団体、佐藤様が地元経済産業界代表

という形で前の円卓会議にかかわっていただきました。もちろん後任の方もいらっしゃいますが、そういう形でございます。

大西議長 依頼した結果ですが、少しまとめででもいいですが、わかりますか。依頼したわけでしょう。返事。

事務局 これはあくまでも準備会への参加でございまして、資料 No. - 3 の構成につきましては、まずこういうフレームがいいかどうかというご意見を承りまして……。

大西議長 それはわかっているのだけど。何となく対応しているわけですね。学識経験者ゼロということはないけれども、どっかが来そうもないとか。あまり生々しすぎますかね。

本木 おそらくこれは俗人的なものになりますのでね。私はそこまで……。お聞きできるのならいいですが、ちょっと俗人的なものがあるから、それは控えておいて、例えば案の構成の中で、これは全部で 25～26 人になるのですか、そのうちの何人ぐらいがきょうの段階で固まっているのでしょうか。

大西議長 これは準備会ですから、あくまで。準備会へ依頼しているのです。再生会議ではありませんので。

本木 では、逆の聞き方をします。準備会に参加依頼したこの人たちの中で、きょうはここにご出席なさっているのは 11 人でしょうか。そのほかにまだいるのかどうか。

大西議長 「うん」と言ったけれどもきょう都合で来れなかった方、いらっしゃいますよね。何人ぐらいですか。

事務局 現段階ですと、5 名の方から引き続きの参加は難しいというご返事をいただいております。

大西議長 依頼者は 23 人ですね。11 人来て、5 名が難しいということだから、7 人が都合によりご欠席か、返事がまだはっきりしないということですか。

事務局 7 名は、きょうはご都合が悪いということです。

大西議長 18 名が参加には承諾されたけれども、そのうちの 7 名は都合が悪かったということですか。

本木 わかりました。

大西議長 6 ページ、再生会議を発足させることになると、これに従ってつくっていくということになりますが、これについてのご意見を。

吉田 6 ページの資料 No. - 3 のところについて申し上げます。5 ページとあわせて見ていただくと、私の意見はわかりやすいと思いますが。

一つは、再生会議の役割に関係するところですが、5 ページでは「事業計画策定に当たっての手順」と書いてあります。計画策定にあたって再生会議が果たす役割は、知事の諮問に対して答申をするということですね。最終的に決定するのは知事であるけれども、諮問委員会という役割を果たして答申をするのだとはっきり書いてあるわけです。それ以外の非常に重要な組織のあり方、計画案、再生事業等について、これは事前説明に対して意見を述べる。私は、3 番目のところがちょっと抜けているかなと思うのですが、実施事業の報告を受ける。これは、5 ページの図で言えば左側の「個別の検討委員会」、個別の実施事業については個別の検討委員会があるので、そこと相談して県が決めるということで、非常に簡単に報告を受けただけになっていると思うのです。

この再生事業の非常に重要な点は、円卓会議のときからもすごく議論されていますが、

モニタリングに基づいて順応的管理をしていく。ちょっと難しい言葉ですけども、多分こうやったらこうなるだろうという予測を持ってやるのだけれども、人間というのは自然のことは本当にこれっぽっちもわかっていませんので、やろうと思ってやったことと違った結果になる場合もあるわけです。そういったことをきちっとモニタリング調査をしていて、どうも予想どおりでないのではないかとといったときは計画をフレキシブルに変えていく、そういうことをやっていかないとだめなのだということ、これは円卓会議の中でも話されましたけれども、この間私が出た生態学会でも非常に重要な自然再生のポイントであるということは強調されておりました。

そういうことをやるのはどこなのか。個別の検討委員会もきっとモニタリングの調査はするのかもかもしれませんが、それが全体の再生計画案あるいは県がつくられる再生計画に合っているのかどうかということは、個別のところではわからないと思うのですね。全体のところを見る人たちが考えなければいけなくて、それをやるのはこの再生会議ではないかと思います。(3)は、「実施事業の報告を受ける」だけではなくて、「実施事業の報告を受け、必要な意見を述べる」とか、そのぐらいいは入れていただかないと、順応的管理という原則に基づいた自然再生はできないのではないかと思います。

ちょっと蛇足ながら、個別の検討会議、委員会については倉阪さんからもご意見が出ていました。私は愛知万博のこういう会議に出まして、愛知万博検討会議が行われて、全体像はつくられたわけです。その後、個別のパビリオンなどをつくる計画の委員会が行われまして、私はそちらのほうも出たのです。つまり、個別の検討委員会に当たるようなところですね。何人か、全体の構想をつくった検討会議から引き続き出た私のような委員もいるわけです。でも、ほかの委員の方は、全体の計画をつくった委員会のことは知らないし、報告書も読んでいないのですね。そういうのに基づいてやって、それをフォローアップする、モニタリングする会議なのだから、それを読んでもらってそれに基づいてやってもらわなければ困るじゃないかと言うと、私はそちらから依頼されたのではなくてこちらの部署から依頼されたのでと、そういう話もあるのですよ。

そうすると、せっかくこれまで皆さん、あるいは県民参加でやってきた円卓会議の結論というものが無視されてしまう。そんなことは今回はないかもしれませんが、危惧はあるのですね。そういう面では、個別の検討委員会の方は新しい委員も絶対加わってくるでしょうけれども、そういった方には今までの円卓会議の再生計画案もきちっと読んでいただく。県からも説明していただくし、場合によっては一緒に現場を見に行くとか、共通理解を得るような、そういうことが検討委員会で行われて、そして7ページにも書いてあるような再生会議と個別の検討委員会との連携というものを密にして、バラバラにならないようにお願いしたいと思います。

佐野 吉田さんと非常に似ているのですが、一つは、順応的管理あるいは人間の知恵でやってみただけけれどもうまくいかなかった事業については、ストップすることもできるような会議であってほしいな、その辺を役割の中に盛り込んでほしいなと思います。

前に、江戸川放水路で堤防が沈下して、国土交通省が、人の命と財産を守るために堤防の嵩上げをしなければいけないということで、河道の中を工事をしたことがあるのですね。ところが、そこがトビハゼの生息地なものですから、その工事をそのまま進めてしまうとトビハゼの生息地が失われてしまうというので、工事を止めてほしいとお願いしたのです。

これは 10 年以上も前のことですけれども、そのときに、多分、単年度の事業だったと思いますが、国土交通省は止めてくださって、だから多分、予算は消化できなかったと思います。2 年後にトビハゼも生息できるような護岸の計画を立てて、それを実施するということがありました。そういうことがもう 10 年前にも行われているわけですから、まずいと思ったときにはきちっと止められる、あるいはやり直しできる、そういうところを役割の中にぜひ盛り込むべきだなと思います。

それからもう一つ、やはり吉田さんがおっしゃられたことですが、違った方が入られるのですね。そうすると、共通の土俵が必要だと思います。そのためには、新しい再生会議がスタートした最初の 1 回か 2 回ぐらいは、僕は、共通の土俵をつくるために勉強会が必要だと思います。最初の円卓会議、2 年間行われた円卓会議の冒頭部分で、3 回ぐらいは立場が違うみんなが共通の地盤を持つために学習が必要だったと、僕は反省しています。それから現地をみんなの目で見るということが重要なので、再生会議が新たにスタートするときには、学習会という性格と、みんなで現場を見るということをぜひ盛り込めるように。この中に盛り込むのは難しいかもしれませんが、ぜひ実施してほしいと思います。

それから、あわせてなのですが、5 ページに「個別の検討委員会」というのがあって、これはこれで結構なことですが、この項目を見ると、「護岸、漁港、環境学習等」と書いてあります。これは、10 ページの県がとりあえず考えている「事業計画 2005」、つまり来年はこんな個別の事業を盛り込んだらどうだろうかということを受けて、ここに「護岸、漁港、環境学習」というふうに書いてあるのですが、これそのものはこれから新しくできる再生会議の中で検討していくことなので、この段階でこう書かれると、けっこう言葉に縛られるのですね。円卓会議の初期の頃に護岸・陸域小委員会と海域小委員会ができましたが、「護岸・陸域小委員会」となったがために護岸ばかりを検討する委員会になってしまったわけです。あれは本当だったら「陸と海の連続性を回復する委員会」とするともっと違った議論になったかと思うので、ここの具体的な「護岸」とか「漁港」というネーミングについては、とりあえず「個別の検討委員会 1」「個別の検討委員会 2」みたいな形にしておいていただきたいと思います。

大西議長 6 ページについて、ほかに何かご意見を。

会場の皆さんのご意見も伺いたいのので、あと 4、5 分で打ち切って、フロアの方のご意見を伺いたいです。

竹川 円卓会議に戻るのですが、事業の進め方について、計画案では、科学的な調査、いま吉田さんがおっしゃったモニタリングのことを非常に強調された課題として書いてあるわけです。岡島会長の後継組織についても、策定状況のチェック、協議というふうな目的があり、役割の中には、個別の検討委員会の統括をする。バラバラになっているものに委員を派遣すると同時に、それをまとめるという役割も、この後継組織の中に入れてあるわけです。そういったものもぜひともこの役割の中に加味していただきたいということが 1 点。

もう一つ、先ほどの細川さんのお話で、住民参加型というのをぜひとも入れていただきたいというお話がありましたし、吉田さんからも、計画の中で事業がどんどん進む、これについてモニタリング、順応的管理が必要だと。これは佐野さんもおっしゃったわけですが。そういう意味では、後継組織の役割の中に、吉田さんの提案ではモニタリング委員会とかいうのがありましたが、それを会議の中の一つの機能として入れるのが、会議にくっ

つけた機関として常設のモニタリング委員会というものをつくるのか。それがなければ、実際にチェックするとか順応的管理云々と言っても、現場と切り離された会議の中ではできないわけですね。その点をぜひともこの中のどこかに機能として入れていただきたいということです。

蓮尾 今の竹川さんの話に、私も本当に賛成です。実際に工事というものが進み出したときには、もう現場と依頼者との間に何段階もクッションが入るのです。最初の理念はどこに行っちゃったんだということは、もうざらにあることだと思いますので。

そういったことも含めまして、私はもう一つは、会議はコンパクトでダイナミックであったほうがいいような気がしているのです。円卓会議はいろいろな点でいろいろな中庸を取ってよくできた会議ではないかと思っていますが、24名というちょっと大所帯の会議が本当に要るのかなと。私は、最初、「テーブルなしにしましょうよ」と言っちゃおうかなと思ってたんですよ。テーブルに着きますと、資料を見るのはとても楽ですし、ジュースもつくのですが、どうしても意見を言わなければいけないし、先に意見を優先して言わせていただく特権があるわけですね。そういう人数は少ないほうが、会場が活発に意見を言うてくださるのではないかと思います。20人ぐらいというのは、確かに会議をやったり何か、それなりにまとまりやすいし、いろいろな意見も出るし、いいものだと思うのですが、もっとコンパクトでもいいのではないかなと。それが私の個人としての意見です。

倉阪 私も、再生会議というのは、住民参加の窓口というか、市民に開かれた窓のような役割を果たすべきだと思っています。したがって、「目的」のところ再生会議が「三番瀬再生を見届ける」とか、「設置の理由」のところ「住民参加の理念に基づく進捗状況を見届ける」と、「見届ける」というのは何か気になるのです。そういう書き方ではなくて、「三番瀬の再生を住民参加のもとに進めることを目的とする」とか、「住民参加の理念に基づく進捗を確保する必要がある」とか、そういう言い方にさせていただいて、再生会議だけが主体ではなくて、そのバックにある傍聴者の方も、傍聴に来られない人も一応視野に置いてこの三番瀬再生会議が進められているという認識を持っていただきたいと思います。

それから、会議の進め方について、一番初めに、今回は県が原案を出さないという一つの暗黙の了解の下にやっていた、この個別の検討委員会はどのようにするのか、という質問をしましたが、私の意見としては、何らかの原案を用意する場合には、三番瀬円卓会議の再生計画案に則る、あるいは既に了解された場合には基本計画に則るという形で、個別の事業の検討委員会で再生計画の考えと全く違うようなものが出てくるといったところがないように、何らかの文章化して資料 No. - 4 のほうに載せてもらいたい。

もう一度言いますと、「会議は三番瀬円卓会議の再生計画案または基本計画に則って進めるものとして、事務局が原案を出す場合にはこれらに即した原案を作成するものとする」。もう一つ、「検討委員会としての意見は、委員の発言に基づいて議事録ベースで整理を行いつつまとめていくものとする」。そういった進め方についての記述を資料 No. - 4 のほうに載せていただきたいと思います。

望月 これは4ページ、5ページにかかわる部分ですが、いずれも計画をつくって決定して公表したら再生会議の終わり、あるいは事業計画策定にあたって決定、公表で終わりという形になっていますが、基本計画について、これは特にタイムスパンが規定されていないので特に言うのですが、やはり見直しのときがあると思いますので、その分までやはりフロ

ーを入れるべきだろう。同時に、事業については決定・公表のあと実施し、終了後も含めて見守っていく必要があるということで、その分までぜひ入れていただきたい。それにあわせて、文案等もまずたたき台をつくっていただきたいと思います。

中田 私自身はこの委員になることを打診されたのがわずか1週間ぐらい前で、急遽、三番瀬再生計画案などを勉強させていただいたのですが、まず、この再生計画案の中で重要な位置を占めているのは市民、あと漁業者。だから、先ほどから出ているように、漁業関係者が構成の中に入ってくることは不可欠だと考えています。

それからもう一つ、本当に皆さんの話をフォローするのがきょうは精一杯だったのですが、まず1点よくわからなかったのが、一番初め、条例をきっちり決めていって、それをバックとして成り立っている会議として三番瀬再生会議というのできるのであろうと思っているわけです、私自身は。そここのところは、本当にそういう理解でいいのかどうかということ、最後もう1回確認していただきたい。

というのは、先ほど資料 No. - 7 で、10月に(仮称)三番瀬再生会議となっておりますが、これがカッコ付きになっているということ。それから、実際に条例がこの時期にできて、これがきっちりと機能する保障がどの程度あるのかということが、私、きょうここにこれまでの蓄積がない中に入ってきて、いまいよく見えていない。そここのところをもう一度確認していただきたいと思います。

細川 資料 No. - 4、7ページの「個別事業の検討委員会の開催手法について(案)」と書いてある部分と、3ページの「事業計画」という部分、あるいは、これは後から説明があるのかもしれませんが、12ページの部分との関係がよくわからない。個別事業の検討委員会というのは何をどういうふうに考えているのかがよく読めません。

一つは、個別事業の検討委員会のメンバー構成とか検討目的は、7ページには書いていないので、どうするのかなと思って、3ページを見ると、3ページには「基本原則を知事が改めて再生会議に諮ります」と書いてあるようなので、メンバー構成や検討の目的も含めて、あるいは資料 No. - 4 に書いてある開催手法も含めて、改めて知事から再生会議に諮るということで、そのうちの改正手法についてのみ今の県の考えが7ページに書いてあるということのようなのです。

そうすると、検討委員会というのは誰がどんなことをどんなふうにするのかというのは全く読めないで、みんなの間で誤解がありそうな気がします。誤解があるというのは、私もこれを読んで二つの役割があるのかなと思いました。一つは、円卓会議のところでは積み残した技術検討というのがあると思います。多分12ページあたりのところでそのことが書いてあると思いますが。もし技術検討するのだったら、専門家が必要ですし、人数が少なくても具体的に技術的に検討しなければいけないというような体制が取られるかもしれませんが、事業の中で具現化するためには行政的な手続とか判断とか枠組みという情報ももらわないといけないという意味で、県庁の担当部局の関与もあるでしょう。しかし、そうではなくて、例えば環境学習というところと言うと、いろいろなアイデアを出してもうちょっといろいろなことを具現化しましょうというようなことだったら、技術的な検討というよりも個別の具体的なプログラムづくり、プロジェクトづくりということであれば、アイデアをたくさん持った人が集まって、アイデアをこんなふうにしよう、あんなふうにしようという企画立案ということをしなければいけない。そうであれば、技術検討とは違

うメンバーで、違うスパンで、違う議論になるのだろうか、どっちなのだろうかというのがよくわからない。というようなことがありました。

ということも含めて、検討委員会のところの整理をもう少ししていただければと思います。

いずれにしても私自身が思うのは、きょうの県庁側の説明を聞いていると、いろいろな意味で時間がかかる長期的な勝負といいますか、長期的な努力が必要になってくることもありそうなので、仲間を増やしてみんなが息切れしないように頑張れるような仕組みを具体的に考えなければいけない時期と思いました。

大西議長　それでは、さっきの中田さんの質問、これはスケジュールでいくと最後のところの再生会議、このときには条例ができているということを考えているのかどうかということですね。

考えてないですよ。(笑い)

具体的に2月というのは、現実問題としても相当きついでしょうね。最短で行ってもね。という感じはしますけれども。

事務局　大西さんがおっしゃるとおり、2月は非常に困難かな、難しいかなと、今のところ考えております。

大西議長　きょうの議論で、準備会というのは本当の準備で、次のステップへ行こうということだと思えます。ですから、準備会というのは、きょうの会はまさに準備会だから1回はやったわけですが、なるべく早く再生会議をつくる。この三番瀬再生会議というのは、名前はこれから決めるにしても、これは条例による会議ではなくて、知事が決める設置要綱が何かに基づく会議ということになるだろう。円卓会議と似たような性格の会議です。その先に、条例ができた場合に、条例に基づく会議というのが想定されているわけです。したがって、まだ先に二つあるということです。その一つ目についてできるだけ早くつくろうと。二つ目についても、これは条例が必要ですが、早くつくりたい。

ただ、別な意見もおそらくあり得て、おそらく三番瀬再生会議が活動を始めると、さっきの住民提案、市民提案、参加型の提案ということもありましたので、そういうことをやっていると活動の幅が広がっていくだろう。条例に書いてある円卓会議の機能は、条例に書いてある文言そのものは少し限定されているので、いわば円卓会議が持っていた県民運動的な三番瀬再生保全活動という全体を引きずっていく運動体が一つ必要だろうと思えます。そういうふうにと考えると、三番瀬再生会議というのを今度つくったら、それがそっくり条例の円卓会議に移行するとは限らない。その機能の一部が条例に基づいてできるというふうにと考えることもできると思うのですね。それは今後の議論だと思えます。

それでは、この準備会のメンバーの議論は、できるだけ早く三番瀬再生会議をつくろうと。したがって我々が確認することは、再生会議をつくるために最低限必要なことについて整理をするということだろうと思えます。きょう出てきた議論の幾つかについては、再生会議ができた段階で再生会議自身が考えればいい。ただ、手足が縛られてしまっては再生会議は動きが取れないので、きょう出てきたような議論ができるような設置要綱にしてもらうことが我々の役割だろうと思えます。ということで、その点については最後に確認したいと思えます。

その前に、フロアの方のご意見を伺いたいと思えます。

発言者 A 今の西さんのお話に関係してくるし、きょうの準備会の皆さんの意見は、何となく奥歯に物が挟まったような言い方で。というのは、条例化と再生会議。今言っている再生会議というのは、円卓会議で決めた後継組織たり得るのか。その辺の議論を全然やっていない。それで早く再生会議をつくっちゃえという、条例化できなくてもいいやということが前提にあるのか。それとも、今の西さんのお話だと、条例ができた時点では再生会議とは別な形で後継組織ができると考えていいのか。その辺の議論をちゃんとやっておかないと、再生会議ができて何もできないということになるのではないですか。

私は、これはオフレコで知事のお話を聞いたのであまり言いたくないのですが、「私の任期はもうすぐです。半年ありません」と。1ヵ月ぐらい前の話ですが、サテライトオフィスの運営会議の中でそういうお話がありました。それまでは条例化の上程はいたしません、その後考えます、というような話なんです。ということになると、今のスケジュールは、どう考えても、再生会議は、とにかく条例ができないから再生会議をつくっちゃって、それを再軍備と同じように膨らませていけばいいのかと、そんな感じがするのですが、この辺、副知事もお見えになっていますので、県のほうの見解をもう少しはっきり。その辺を受けて、準備会の皆さんはちゃんとした議論をやってほしいと思います。

発言者 B 今、委員の方々の意見を聞いていてははっきりしてきているのは、きょうの会議の立ち上げが非常に遅かったということにそもそも問題をはらんでいるというか、いろいろな意味の発言がありましたが、僕は、県もいろいろ苦しんだ結果、ともかく2月までに何とか円卓会議の議論に沿ったものを固めたいという意思があって、スケジュール的に急いでいるのではないかと思います。そのことも含めて、13 ページにあるスケジュールを見たときに、三番瀬再生会議が発足するのが、この表によると10月の終わりになっているのです。再生計画の決定が12月中ですから、この内容について検討するのに2ヵ月しかないのです。と理解していいですね。その点いかがでしょうか。僕はそういうふうにご計画から見ているのですけれども。

だとすると、僕の理解が間違っていなければ、再生会議発足にあたってまず最初に検討しなければならないのが、4 ページにある「基本計画の策定の基本的考えの諮問」というのが知事から再生会議に対してなされるとなっているのです。例えば「基本的考えの諮問」というのは、基本的な考えを具体化したものを再生会議に諮るのか、それとも、丸投げという言葉はあれですが、基本的な考え方それ自身を会議に諮ろうとしているのか、県としてはその辺をどういうふうな考えで「基本計画の策定の基本的考えの諮問」を計画というか考えているのか、まずお聞きしたいと思います。

発言者 C 千葉市のCと申します。

5 ページのスキーム、かなりこれは具合が悪いので、今の会議でも出ましたし、再生計画の報告書にも高々と書かれている順応的管理という思想が全く入っていないですね。それに従えば、住民参加はもちろんです。それ以外に、何か事業を始める場合には、事前のモニタリングがぜひ必要ですね。どこをやる、その現状がどうだということがわからないで、事業計画を立てられるはずはない。事前のモニタリング、それから計画が公表されて、その先は書いてないですが、事後のモニタリングと、その結果を検討してまたフィードバックするというプロセスが絶対に必要ですよ。そういう思想が全く盛られていない。特に個別の検討委員会というのがみんな知事に直結していますが、これでは知事の負担が

重過ぎますし、できっこないわけです。なぜ個別に事業計画案を策定するというプロセスのところ個別の検討委員会が入っていないのか。ですから、 というのは全面的に廃止して、 とか につなげるべきです。

発言者D 3点ほどございます。

まず、今こちらの方からお話がありましたが、個別の検討委員会というのは、これは昨年まで行われた円卓会議でも見られたのですが、個別の小委員会とか、あるいはワーキンググループとかいろいろなものができまして、この円卓会議との関係が非常に曖昧なために非常に混乱した内容があったと思うのですね。例えて言いますと、この問題については小委員会で既に合意をしているからということで円卓会議の議論をシャットアウトしてしまっただけです。こういうふうな重要な問題についてありました。

この図面を見ますと、いかにも事業計画については個別の検討委員会で決めてしまって、再生会議の関与する分野というのは、確かに検討結果の報告であるとか事業計画案の事前説明といった項目は載っておりますが、後のほうを見ていきますと、先ほど立花さんの指摘もありましたが、10月に再生会議を行って12月に計画を策定してしまう。こういった拙速なスケジュールの中で果たしてどの程度こういったものが検討できるかという問題があります。

それからもう一つ、6ページの構成の欄で、これも円卓会議の流れだろうと思いますが、学識経験者9名程度というのがあります。残念ながら、きょうご出席の方はともかくとしまして、円卓会議で指導的な立場におられた岡島会長ですとか、あるいは磯部委員、こういった方が今回は入っていない。ということは、無責任とは言いませんが、継続性が非常に失われると思うのです。ほかの方に関しては、申しわけないのですが。そういったことを顧みますと、なぜ学識経験者が9名も必要なのかということが一つあります。

もう一つ、漁業関係者が1人も出てきておりません。円卓会議においても、後半はほとんどお出になっていない。この方たちは非常に重要なポイントを占めているわけですね。例えばラムサール条約について反対だからこれについては早急に漁業関係者と話を詰めていくという重要な立場にありながら、こういった会議にお出にならない。こういった問題については、ぜひ代表者を代えていただくとか、何らかの対策は必要だろうと思います。ただ選任した、出てくるか出てこないかはあなたの自由ですという形であれば、会議そのものの軽重を問われるのではないかと思うわけです。ぜひ猛省を促したいと思います。

発言者E 松戸市から来ましたEと申します。

今、千葉県が主催している環境学習講座のエコマインド養成講座に通っています。個別の検討委員会で「環境学習」という言葉があったのですが、その点についての意見を申したいと思います。

結論から言いますと、環境学習というのを今後ともぜひ継続をお願いしたいと思います。理由としては、私、正直言うと、いわゆる偏差値至上主義という時代で受験勉強とかがしっていて、いま千葉県の先ほど申したエコマインド養成講座という中で、例えば明日は手賀沼をみんなで見に行き行ってその場でいろいろなディスカッションをしたり、先々週は千葉市の泉の森公園の中でみんなで森の中を歩いて自然観察をしたり、森に行かないときは、例えば合意形成の仕方とかディスカッションをしたりして、いわゆる受験勉強でないことをいろいろ勉強させてもらっています。その中でいろいろと交友関係も広がりましたし、

自分の倫理観とか環境を守る心とかも少し強くなったと思いますので、今後ともぜひ環境学習の講座は継続をお願いしたいと思います。

大西議長　　どうもありがとうございました。

それでは、今のフロアの傍聴者の方々のご意見の中で、県のほうで、知事の意向ですか、県としてのお考えですか、これについて何か。それ以外に何かお答えになることがあれば、県のほうで回答を。

大槻副知事　　条例の関係のご質問がございました。この問題は、先ほど、実務的な検討は検討として大変幅広くやらなければいかんことで、見方によっては短時間でできるというようなご指摘もありますが、内部でもいま実務的な各方面にわたるところでの時間も要していることも事実ですが、そういうことを頭に置きつつ、きょう残念ながらご参加いただけなかった漁業関係者の皆さんにとって、埋立実行をするという過去の経過が白紙になったのでこういうふうになって、それに伴う各種処理が、実は、あえて具体的には申し上げませんが、いろいろ残っております。この問題、経過の中ではかなり早期に考え方を提示し解決を図るということできていたのですが、いろいろ時間もかかっている中でこれの検討、私どもとしては急いでいるわけですが、相当時間がかかっている。こういうこととの兼ね合いもございまして、県議会等の条例行為を行う場合に結構いろいろな問題が出てくるだろうという総合判断で、現時点では、2月、年度内の処理はなかなか難しいというのが私どもの判断でございます。何分歯切れが悪いと言えはそのとおりでございますが、ご理解いただく中で、先ほど来ご提案している中身についてのご審議をいただきたいと思っております。

大西議長　　ありがとうございました。

発言者B　　僕の質問に何も答えてもらってないのですが。基本計画は県が示すのですか、それとも会議に考えてもらうのですか。どちらですか。

大西議長　　その点は、おそらくこれからのまとめの中で出てくると思いますので。

6ページの再生会議をめぐってきょうは中心的に議論して、つまり準備会というのをどのくらいの期間にするのかということで、なるべく早く再生会議を設立するというのが準備会の意向というふうに私は理解しました。ただ、現在の6ページに示されている再生会議の案の中で、特に順応的管理をどういうふうに明示的に組み込んでいくのかということが不十分だというのが一つです。

それから、もともと再生会議というのは再生計画を受けていろいろな事業をしていく、そういう流れの中に存在するということでありますが、計画というのは、円卓会議がつくった計画案に基づいて県がいま計画をつくっているわけです。その諮問を受けて答申するという役割を持つわけですが、その後も部分的な変更等があると思います。そういった計画のローリングも役割になるのではないかと。

それから、計画と事業をどういうふうに結び付けていくのか。事業というのはあくまで計画に基づいたものだというのが条例の規定でありまして、当然それを準用するということになるので、ここで事業計画策定というところに出てくる事業というのは、再生計画に基づいたものだという限定付きになると思います。したがって、事業の内容は再生計画に基づいている。それから事業の実際の実施については、1番目に言った順応的管理を明示的に組み込んでいくことが必要だということになります。

それからもう一つ、市民参加型の三番瀬の保全・再生というテーマをどうやってこの中に取り入れていくのかということもテーマだ。

もう少し議事録を整理して、漏れているところがあると思いますが、大きな点は今申し上げたようなことがもう少しここにはっきり書かれるべきだというのがご主張で、読んでみればそういうふうには読めないこともないけれども、特に「順応的管理」という言葉を明示的に使って6ページを修正することが必要だろうと思います。

そういうことをやって、問題は、1回の準備会で再生会議をつくるということは、もう準備会をやらないでつくるということになるのですね。2回やるということは、今のような格好で再生会議案を改善して、場合によっては設置要綱案というものをつくってもらって、それをもう1回議論して、それに基づいてつくる。これは2回案です。このスケジュールと同じになります。どういうふうに進めたらいいですか。今の二つ可能性があると思います。

倉阪　　まだ議論していないところもあるのですね。例えば(7)の「+アルファ」についてどうするのか。さっき言い忘れましたが、地権者をどうするのか、あるいは地元市がこれは見えてこないの、従来オブザーバーだったのですが、それをどうするのか、そのあたり必要かと思います。できる限り準備会議のインターバルを短くして、もう1回はやらなければいけないかなと思います。

大西議長　　いかがですか。1回というと、これでおしまいです。2回というと、もう1回。それくらいが限度ですね。きょうの議論を踏まえて案を改善してもらって、もう1回やるということですかね。どうでしょう。

竹川　　調整というのでしょうか、今出たいろいろな意見の取り込みの問題ですが、事業の実施について、前に説明がありましたように、速やかに事業を実施していくものは計画の策定を待たないでやるのだという方針が説明されたと思います。それとの関連で、いま大西さんから、いろいろな事業について計画に則った事業として理解するというお話がありましたが、その点はどのようなのでしょうか。

大西議長　　これも準備会からの要請として言いたいと思いますが、現在、計画がないわけです。計画がないけれども、円卓会議がつくった計画案がありますので、今、例えば事業が何に基づくのかということ、計画案に基づくものになるということではないかと思います。かつ、これから県がつくるうとしている計画について、2年間にわたって円卓会議で議論してまとめた計画案をできるだけ尊重していただく。おそらく県のまとめる計画というのもそれを尊重したものになるだろうということなので、そういう意味では県のつくる計画は2年間の議論を踏まえたものになる。そうでなければ継続性がないということになりますので。したがって、さっきフロアから「少し短いのではないか」というご意見もありましたけれども、そういう意味では、2年間の議論と内容的にほとんど同じものになるならば、それを確認するという作業が中心になるのではないかと。もちろん構成が県の案の中で少し変わるということはあると思いますが、そのやり取りが、最初にどういうふう整理していくのかという基本的考え方について議論して、具体的な基本計画案について議論するという手順になるということですが、内容的にはここに盛り込まれている。これはある意味では県は裏方ではあったけれども一緒につくったという経緯もあるので、県の方々もよく理解しているというふうに私は考えているわけです。

準備会についてはもう一度は要るのではないか。そこで再生会議をつくる、設置要綱を決めるということでどうかということですが。

倉阪 時間的に後の資料の説明があるのかなと思って言わなかったのですけれども……

大西議長 あるんです。

倉阪 では、資料 No.11 については、後で言えばいいですね。

大西議長 そうですね。

倉阪 では、そのときにします。特に市川の塩浜護岸の改修について大変気になる資料が出ていたので、ここは9月に検討委員会設置ということになっているので、これはどういうふうに今のスケジュールとあわせていくかというのが全くわからないので、特例になるのかどうするのかというのは、県のほうに説明していただかないといけないかなと思います。

大西議長 あと、県が説明したい資料が幾つかあると思いますので、少し超過するかもしれませんが、それを時間をとって説明してもらいたいと思います。しかし、あくまでもそこは説明を聞くということで、もう一度再生会議ができた段階で再生会議としてこの事前説明を聞くということになります。そういう手続は必要だと思います。

準備会についてはもう1回ということによろしいですか。(「はい」の声あり)

では、きょう確認した、さっき私が申し上げたことを中心にして、6ページの原案を改善してもらって、かつ設置要綱案をつくってもらおう。そして、これを議論すればかなりクリアになると思います。基本的な枠組を準備会としては決めて、あとは再生会議の中で具体的なことは議論してもらえばいいと思います。そういうやり方を取りたいと思います。

(2) 千葉県三番瀬再生計画について

- ・策定方法について
- ・千葉県三番瀬再生計画〔基本計画〕(イメージ)について
- ・先発事業について

(3) その他

- ・平成16年度市川航路・泊地の維持浚渫工事の概要

大西議長 次に、最後の議題として、先発事業とその他が残っているので、この中でどうしてもはきょう説明しないと困ると県が考えていることがあれば、それについてお願いいたします。

事務局 議題(2)について、時間もないので簡単に説明させていただきます。

8ページの資料 No. - 5 でございます。「三番瀬再生計画の策定方法(案)」というものを示してございます。

これにつきまして、県として策定する再生計画としては、先ほど来説明していますが、基本計画、事業計画を基本構成としようと考えております。

策定方法につきましては、提案いただいた再生計画案を基に県としての理念をまとめる、この部分を基本計画と考えております。そして、提案していただいた再生のために必要な項目ごとのアクションプランの内容を県としてどのように受けとめるのか、全部のアクションプランを事業計画としてまとめるというふうに考えています。

さらに事業計画については、年度ごとに具体的な事業計画を策定していくこととして、

ア 再生事業

再生計画の策定と並行して実施する事業（先発5事業）について具体的な取り組みを事業計画としてまとめる。

平成16年度から検討に着手していきたいと考えております。

イ パイロット事業

先発事業以外の事業について、今年度中にすべて実施計画ベースの検討を行うことは難しいことから、具体的に検討を進める事業を、原則として「再生のために必要な項目」毎に1以上検討し、その中からパイロット事業とすることが適当なものを選択して事業計画を策定する。

これにつきましても、16年度から検討に着手していきたいと考えております。

ウ その他の再生事業

パイロット事業以外の事業についても、具体的な事業計画について順次検討を行い、まとまったものから年度別の事業計画として公表することとする。

これは、来年度から順次検討に着手していくということになります。

9ページは、今の説明を図柄化したものでございます。

10ページは、具体的な県がつくる基本計画のイメージと事業計画のイメージを表現してございます。

11ページは、年度別の事業計画がどんどん増えていくというようなイメージをつくってございます。

もう1点、先発事業について、先ほどちょっと心配だという指摘を受けたところですが、資料No. - 6、12ページにございます。三番瀬再生計画案の中で早期に着手すべき項目ということで、市川市塩浜護岸の改修、市川漁港の検討、環境学習の検討、自然環境のデータベース構築、継続的な観察記録調査などの科学的な情報の集積事業、三番瀬漁場再生調査事業がございまして、自然環境のデータベース構築とか継続的な観察記録、三番瀬漁場再生調査、いわゆる調査事業ということで、今年度も予算措置がされている部分がございます。市川の塩浜護岸の改修についても、一部予算化されている状況です。これにつきまして、県としては、本年度これらの事業を進めるということで三番瀬の自然環境の再生に取り組む姿勢を明確にする必要があると、今考えているところでございます。

2として（仮称）再生会議との関係ですが、これらの事業については（仮称）三番瀬再生会議に諮り進めていく事項であると考えております。しかしながら、（仮称）再生会議設置後に事業の検討をさせることは今後の事業進捗に影響が出ることが予想されることから、（仮称）三番瀬再生会議準備会に報告し、広く情報発信しながら検討作業に着手したいと今考えているところでございます。

3番目として、先発事業。

「自然環境のデータベースの構築」等、これらにつきましては、（仮称）三番瀬再生会議準備会、（仮称）三番瀬再生会議に報告し、意見をいただきながら事業を進めていきたい。調査事業ですけれども、進めていきたいと考えております。

（2）の「市川市塩浜護岸の改修」等についてですが、市川市塩浜護岸の改修及び環境学習の検討については、個別の検討委員会を設置して、（仮称）再生会議準備会、（仮称）再生会議に報告し、意見をいただきながら事業を進めていきたいと考えております。

個別の検討委員会は、今後、基本原則、先ほどの資料 No. - 3 に則って設置して、(仮称)再生会議準備会、(仮称)再生会議に報告し、検討を進めたい。委員構成としては、必要に応じて学識経験者、地元住民、漁業関係者、NGO、地権者等から委員を選出したらどうかと考えているところです。また、当然のことながら公開のルールということで、会議を公開し、議事録等をホームページに公開していくことを考えております。

また、市川漁港の検討につきましては、再生計画案で提案されているように、県、市、漁業者からなる公開の連絡協議会を設置し、検討を進めることにしてございます。

ほかに資料がございまして、14 ページには三番瀬再生計画案と県が考えている再生計画の素案、これはまだイメージの段階なのですが、その関連を図示したものがございまして。

その次の 15 ページには、県の三番瀬再生計画のイメージですが、具体的には基本計画の部分で 1 章から 3 章までございまして。こちらにつきましては、条例要綱案の内容に沿った形でそれぞれ整理していきたいと考えております。ここで理念を整理した上で、右側のほうで事業計画というものをつくっていくという、そういうフレームを考えてございまして。

資料 No. - 10 につきましては、そういったイメージを目次とともにイメージ的なサンプル的な文言を入れたものを 23 ページまで記載してございまして。こちらにつきましても、中身についてまだ練り直し等が必要だと私どもは考えておりますし、今後また詰めていくことが必要だと考えております。

以上が大まかな説明でございまして。

以上、取りまとめませんが、説明させていただきました。

その次に、先発事業について、資料 No. - 11 の関係ですが、それぞれ担当部局から引き続いて若干時間をいただいて説明させていただきたいと思っております。

事務局 県土整備部でございまして。市川塩浜護岸の改修を行っております。

お手元でございまして、市川塩浜につきましては、老朽化が著しいということで改修が急がれます。そのため、塩浜 2 丁目から 3 丁目にかけて延長 1,700m を改修することにしております。

事業につきましては、16 年度(本年度)から海岸高潮事業ということで進めることになっております。

これにつきましては、先ほど事務局から説明ありましたように、市川市塩浜地区護岸改修検討委員会を設置して、円卓会議から提案されたイメージ図を基にして護岸設計を行うことになっております。

スケジュールですが、9 月に検討委員会を設置してまいりたいと思っております。そして、10 月には委員会に諮りまして、地形、縦横断測量、土質調査に着手したいと考えております。目標としては、3 月に護岸設計を完了させたいと考えております。

事務局 資料 25 ページに基づいて説明させていただきます。

市川漁港の整備ということですが、事業内容は、市川漁港は狭隘である上に、施設の老朽化も進んでおります。また、漁港への漁船が通る漕、これは現在使っている航路ですが、この漕につきましては、地形的に青潮を誘導しやすくなっていることから、漁港の移転も含めた抜本的な改善が必要となっているところです。このため、以下の事項を考慮し、恒久的な漁業活動が営める漁港の整備に向けた支援を行うこととしております。

1 漁港に近く市川航路から進入できること

- 2 三番瀬の潮流を可能な限り阻害しないこと
- 3 他の漁場や三番瀬の環境に影響が出ないように可能な範囲で考慮すること
- 4 市民とのイベントなどの交流の機会をつくるためのスペースを確保すること

です。

事業手法といたしましては、県、市、漁業者からなる連絡協議会において検討を進め、漁港計画を具体化していく必要があると考えております。このため、関係者間で連絡、協議、調整を行っていくこととしております。

事業スケジュールにつきましては、平成 16 年度は連絡協議会立ち上げに向けた連絡調整を行うこととしております。また、平成 17 年度から平成 19 年度にかけて漁港計画の検討を行うことを考えております。

事務局 26 ページをご覧ください。先発事業であります環境学習及び利用・管理に関する検討会議の設置という項目でございます。

事業内容としては、三番瀬をフィールドとした体験型環境学習や指導者等を育成する環境保全の拠点となる施設の設置にあたり、施設のあり方、内容、人材育成のシステムづくり等について検討を行うため、学識経験者、県民、行政等による検討組織を設置するという事業内容でございます。

手法といたしまして、検討会議の設置にあたり、会議の目的、所掌事務、委員構成、運営方法等について、現在、検討を行っているところでございます。

スケジュールとしては、明日から 9 月でございますが、9 月中に委員候補者の決定をしたいと考えております。そして、10 月には第 1 回の検討委員会の開催にこぎつけたいと考えております。

事務局 配付資料の 27 ページ「自然環境のデータベース構築、継続的な観測・記録調査（モニタリング）などの科学的情報の集積」について説明いたします。

先般来お話がございましたが、三番瀬の自然環境の再生を行うにあたりましては、N G O や行政による自然環境の継続的なモニタリングを行いながら、その結果を迅速に評価し、事業に反映していくといった順応的な管理が求められております。

そのため、今後実施する自然環境のモニタリングにつきましては、別途自然環境のモニタリング計画を策定し、その結果に基づくモニタリングを進めていきたいと考えています。

一方、三番瀬に関しては、底質や生物分布、あるいは鳥類、海生生物など、これまでに県や県民の皆様が実施された継続的なモニタリングの結果が、相当な量存在しております。

これらのデータを広く共有の財産とし、順応的管理に対応して迅速に評価できるようにするためには、データベースを構築することが必要であるところから、この事業が考えられたものでございます。

具体的な内容としましては、一つとして、過去に行った調査結果の報告書、電子ファイルを整理して、これらの統合、再構築を行います。例えば地点番号や生物名を整理して、使いやすいように検索機能等を追加いたします。また、過去からの経緯等のグラフ化や、写真、絵などを使用して、わかりやすいデータベースの構築を心がけていきたいと思っております。さらに、今後の使用も考えまして、東京湾や盤洲干潟等の他地域での調査結果等の表示も考えております。

なお、これらの結果につきましては、（仮称）三番瀬再生会議に報告することとしてお

ります。

二つ目のモニタリング調査につきましては、三番瀬を生息域とする鳥類等について、その生息状況調査を県民主体で行いたいと考えております。

このため、前年度にNPOに作成を委託した調査マニュアルに基づき、公募により募集したNPOに委託して調査を実施したいと考えています。また、マニュアルが未完成の対象生物については、前年度と同様に調査マニュアルの作成を委託することとしております。

なお、調査の実施を委託するNPOの選定につきましては、今後組織する選定委員会において行うとともに、調査の精度を向上させるため、専門家による指導が受けられるような仕組みづくりもあわせて行うこととしております。

次にスケジュールですが、データベース化につきましては9月末を目標に事業をいたしまして、モニタリング調査につきましては9月に選定委員会を設置して、どちらも事業を開始する予定でおります。

以下、記載のとおりでございます。

事務局 28 ページでございます。三番瀬漁場再生調査事業ということで、当事業は、平成 15 年から平成 17 年度までの3年間で実施するものでございます。

まず、三番瀬を優良な漁場として再生することが急務となっておりますので、緊急を要する項目について調査をするというもので、一つ目としてアオサの調査で、アオサの種ごとの発生量の把握。2番目としてアサリの調査で、アサリの増産を目指す。3番目として藻場造成調査で、アマモ等による藻場造成の効率手法を開発するということになっております。

今年度の内容ですが、「事業手法」のところに書いてありますように、アオサ調査については、発生量調査、回収手法の検討、マリンサイレージ（海藻の飼料）化試験を実施する。次にアサリの調査ですが、波浪減衰による減耗防止効果調査ということで、ノリの養殖支柱柵を設置して実施します。最後に3番目に藻場造成調査ということで、アマモ移植、播種試験、種苗育成試験を実施します。

実施スケジュールですが、4月～6月は年間調査計画の策定、調査実施、7月～12月は調査実施、1月～3月は調査実施、調査結果の解析・取りまとめ、事業報告ということで、水産研究センター富津研究所を主体に調査を実施しているところでございます。

事務局 その他の資料 No. - 12 でございます。平成 16 年度市川航路・泊地の維持浚渫工事の概要について説明申し上げます。

市川航路・泊地につきましては、江戸川放水路の河口部に位置することから、土砂が堆積しやすい状況でございます。このことから、船舶の航行安全を確保する必要があり、堆積土砂の浚渫を実施しているものでございます。

浚渫の位置ですが、資料の 30 ページをご覧ください。警戒船配置図として示している図でございます。「塩浜」及び「中央埠頭」と表示されたところから上の区域が陸域部分、下の区域が海域部分でございます。「市川水路」と表示されているところが航路部分、塩浜と本行徳の間、そして番号9が表示された位置から上部が泊地でございます。

本年度は、千葉県港湾課施工区域と表示した区域について千葉県県土整備部で、また千葉県企業庁が施工区域と表示した2区域について千葉県企業庁が実施しております。

資料の 29 ページにお戻りください。

泊地部分について、浚渫工事期間は5月22日から9月18日の期間を設け実施しており

ます。実質的には7月23日から8月8日にかけて実施いたしました。浚渫土量は6,658 m³でございます。

次に航路部分について、浚渫区域を2工区に分けて実施しております。浚渫工事期間は、第1工区については5月19日から8月31日の期間を設け実施しておりますが、実質的には6月9日から7月22日にかけて実施いたしました。浚渫土量6万6,400 m³でございます。第2工区につきましては、6月11日から9月30日の期間を設け実施しておりますが、実質的には7月15日から8月11日にかけて実施いたしました。浚渫土量は6万2,900 m³でございます。

浚渫箇所は31ページの図に表示してございます。航路部分は斜線で示した部分。泊地は、図の右側になりますが、船舶の航行部を実線で示してありますが、下側の実線に沿い点線で囲われた部分になってございます。

浚渫につきましては、船舶の乗り上げ事故等を極力回避するため、-6m未満の箇所を浚渫したものでございます。また、浚渫土は、過去の土地造成の過程で深掘された習志野市茜浜沖の海域に投入してございます。

なお、今後、深浅測量を実施し、航路運営協議会を通じて航路、泊地を利用する船舶などに状況を周知し、航行の安全を図っていくこととなります。

以上で説明を終わります。

大西議長 きょうは、この会場は9時までに片づけをして退室しなければいけない。会議の時間としても9時に終わりたいと思います。

二つこれから決めなければいけません。一つは、次回の準備会の日程。もう一つは、いま再生計画、基本計画のイメージ、先発事業、その他として浚渫についての報告がありましたが、この取り扱い。この二つを決めなければいけません。

まず、次回の日程から決めたいと思いますが、さっき「なるべく早く」ということで、さっきのスケジュールでは10月に書いてありましたが、県の議会の関係等を勘案して、準備期間もあるので、9月中に開ける可能性があるのは24日(金)の同じ18時からというのが一つです。10月12日まで県議会があるということなので、この間の開催は難しいということですので、10月14日(木)か15日(金)、この三つを候補日にしたいと思います。

一番いいのは9月24日 金 ですが、ご都合の悪い方は……。(2名挙手)

10月14日、ご都合の悪い方。(1名挙手)

10月15日、ご都合の悪い方。(1名挙手)

これ以外にも7名いらっしゃるので聞かなければいけません。9月24日から10月14日に大きく飛ぶのですが、どうでしょうか。早く再生会議をつくったほうがいいということであれば、9月24日にやる。

それでは、ちょっとそれは保留して、9月24日か10月14日というのを候補にして、今、県のほうで報告があった件の中で、24日とか14日だともう意見を聞く間もなく始めてしまうというのはどれがありますか。つまり、きょうは意見を伺うことができないので、きょうから次の会議の間に不明な点があれば県のほうに確かめていただいて、次回に意見を言っていたきたいと思うのですが、それでは間に合わない。24日と14日ではケースが違いますが、いかがでしょうか。

事務局 先ほど申しました市川の護岸でございます。これにつきましては、老朽化が著しいということで早期に着手したいと考えてございます。そのために、本日の準備会が大筋決まれば、即、各委員候補にその参画についてお願いしてまいりまして、9月中にと考えております。

大西議長 9月中に委員会を発足するということですか。

事務局 そういうふうに考えております。

大西議長 9月24日にやれば間に合うということですね。

事務局 はい。

細川 再生会議が立ち上がらないと、間に合わない。

大西議長 皆さんが意見を言う場。

細川 準備会で意見を言ってもしょうがないでしょう。

大西議長 だから、そういうものがあるかないかということですけどね。

なるべく早くやりますかね、次回の会議を。3週間ぐらいずれているので、対応が変わってくる可能性もありますね。24日に開催すると、吉田さんと中田さんは少なくとも無理ですね。ほかに7人いますので。主要な議題は、設置要綱と、再生会議の方針についてということですが。

吉田 もし、設置要綱とかそういったものについてだったら、私は別途意見を紙で出しますので、早めに開いていただいてもいいと思います。ただ、先ほど別の話題として護岸のほうに間にあわないからというお話がありましたが、それは準備会の役割としてはあくまでもできる限りの意見を言うという程度であって、それをきちっと承諾する権限は再生会議が発足した後だろうと思うのですね。もしそういうことを次回話されるのだったら、私はぜひ出席したい。護岸については、円卓会議では不十分だった積み残しがいっぱいあるのですね。それについては、もしやるのだったら、出られる日にしていただきたいと思います。準備会という純粋なものだったら、私は、私の意見をきょう聞いていただいたし、あと紙でも出しますし、開いていただいても構わないのですが。

大西議長 今、報告を受けたのですが、報告を受けっぱなしで一言もしゃべらないというのも、不明な点を確認したいということもあると思うのですね、少なくとも。そういう意味では、皆さんが言う機会が必要だろうと思うのですが。ある種のゴーサインを与えるような場ではない、準備会は。それはさっき確認したわけですね。そのためにはできるだけ早く再生会議をつくる必要があるわけですが、再生会議ができない間に県は一步も行政的行為は取れないかということになるのですね、ぎりぎりのところは。問題の性質によりますが。計画案に限りなく基づいていれば、それは既に決まっているということだろうと思いますが。

倉阪 ドライに言えば、県の責任でやるということですね。我々はそれに対して何ら同意をしたわけではないわけです。

特に市川塩浜について、円卓会議から提案されたイメージ図をもとに護岸設計を行うと。これはイメージ図を作成するのに深くかかわった者としては誤解をしてもらいたくないのですが、あのイメージ図は、これから先さらに市民参加をやって、あるいは環境調査をやって、それでたいていく、そのためのイメージ図ですから、あれをもとに行政が護岸設計できるわけではないわけです。だから市民参加の場をできるだけ早く設定して、市民の意

見を聞いて、環境調査もやって、それでないと設計できないはずです。そこで「環境調査」という言葉も何も入っていない。これはどういうことなのかということが大変不安であります。

それから、委員会を設置するという事で、委員会のメンバーの案があるのであれば、大体こういう方をお願いするぐらいのもっと詳しいことを出さないと、これで基本的原則を準備会なるものに諮った、報告した、進めますというつもりだったとすると、資料のつけ方がなっていない。どういうスケジュールでどういうことやっていくのかということちゃんと説明してもらわないと、再生会議が発足した段階でこういう資料が出て、それで同意を求めてこられても、それは趣旨が違うのではないか。これだけではわからないということですね。

大西議長　それでは、きょうはもう時間がないので、今の資料の確認ですが、基本計画のイメージについて、先発事業について、維持浚渫工事の概要、この三つ、中身はもっと多かったです、これについては準備会の中で県が報告した、けど準備会のメンバーは意見を言う時間がなかったと。事実だと思いますので。そういうことにしたいと思います。

次回の準備会は、それでは、あまり拙速にしてもいけない、主要な方が入っているのが望ましいということであれば、10月14日に開催するということにしましょうか。それとも、再生会議の設立に限定して9月24日に開いて、設置要綱をつくってとにかく会議を設立する。そうすると、今のようなこともきちんと議論できる場ができるということですね。そっちがよければ、設置要綱の議論だけに限定して次回やるということもある。そっちのほうがいいですか。（「はい」の声あり）

それでは、9月24日（金）18時から、再生会議の設立というところに限定して次回の会議を開きたいと思います。ここでできるだけまとめて、設立をして、改めて今のような報告をそこで受けるということになるだろう。それは設置要綱の中身によります。

きょうは、以上で、最後時間がなくなって申しわけありませんでしたが、終わりにしたいと思います。

9月24日（金）は、県のほうはよろしいですね。

事務局　はい、かしこまりました。

そのときに、再生会議の設置についてに限定してということではなくて、いま申し上げました先発事業などの説明をもう一度させていただきたいと考えているのですが、いかがでしょうか。

吉田　そうであれば10月14日に。

大西議長　24日は一つの話題に限定して。

事務局　かしこまりました。

4．閉　会

事務局　大変ありがとうございました。次回の開催予定ですが、9月24日（金曜日）と考えておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

以上